

朝霞市男女平等推進 年次報告書(案)

令和 6 年度版

(令和 5 年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝 霞 市

「令和 6 年度版(令和 5 年度事業実績)年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」(平成15年4月1日施行)に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ(女性センター)」の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和5年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目 次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
① 政治への参画	
・市議会における議員	
② 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
③ 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
④ 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
① 人口と世帯	
・男女別人口	
② 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
③ 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
① 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
① 児童	
・児童虐待	
② ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・インターネット利用者数
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧
 - ・男女平等推進情報「そよかぜ」の発行
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 17

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 18

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和4年度男女平等推進事業評価(案)一覧
 - 施策目標ごとの指標・数値目標
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	84
●男女平等推進体制	85
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 DV 対策関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
 用語解説	 89

第 1 部

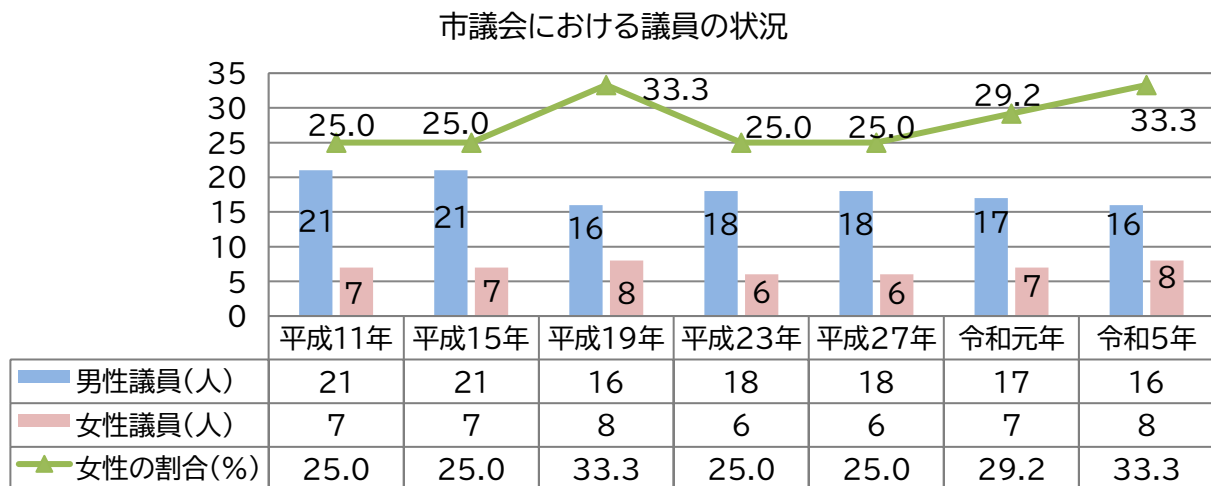
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 23 年から平成 27 年までは 4 人に 1 人(25.0%)の割合で推移していましたが、令和5年 12 月の改選では、議員総数 24 人のうち、男性議員 16 人、女性議員 8 人となっており、前回に比べ、女性議員は 1 人増となっています。



(各年とも 12 月改選時の状況)

*参考:埼玉県議会における女性議員の割合 令和 5 年 4 月現在 16.1%
埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和 4 年 12 月現在 23.3%
*資料:令和 5 年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和 6 年 3 月 31 日現在78の審議会等が設置されています。委員総数は 1,066 人で、うち女性委員の数は327人、全体の30.7%となっており、前年同時期比0.2%増となっています。

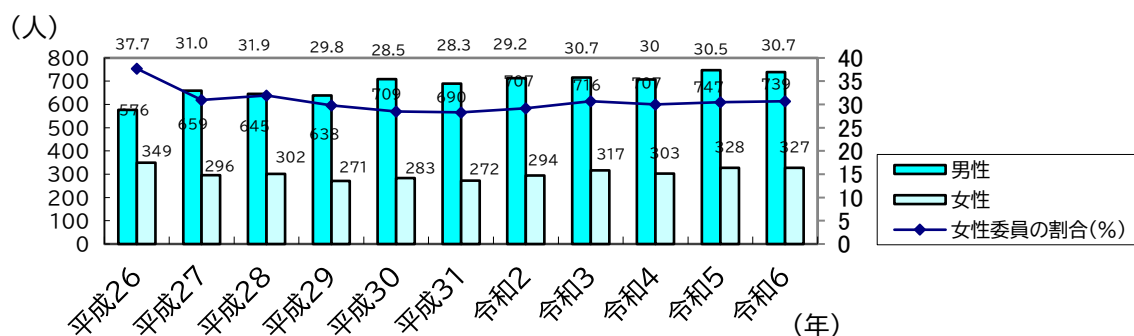
設置根拠	審議会等の数	委員数(人)	男性		女性	
			人	%	人	%
*法 必	13	164	94	57.3	70	42.7
*法 任	25	403	291	72.2	112	27.8
*市独自	40	499	354	70.9	145	29.1
計	78	1,066	739	69.3	327	30.7

(令和6年 3 月末日現在(休止中のものを除く))

- *法必……法律により必ず設置しなければならないもの。
- *法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。
- *市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P75～P76 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成26年	69	925	576	349	37.7
平成27年	72	955	659	296	31.0
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和 2年	74	1,007	713	294	29.2
令和 3年	75	1,033	716	317	30.7
令和 4年	72	1,010	707	303	30.0
令和 5年	76	1,075	747	328	30.5
令和 6年	78	1066	739	327	30.7

(各年とも3月末日現在 平成26年規約・会則が設置根拠の会議は除く)

*参考:埼玉県審議会における女性委員の割合 令和5年4月現在 41.4%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和5年4月現在 29.4%

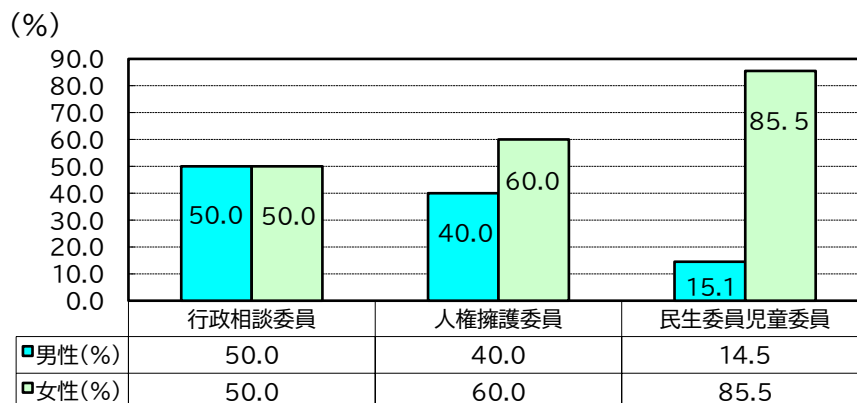
*資料:令和5年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人(50.0%)、人権擁護委員5人、うち女性3人(60.0%)、民生委員・児童委員145人、うち女性124人(85.5%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



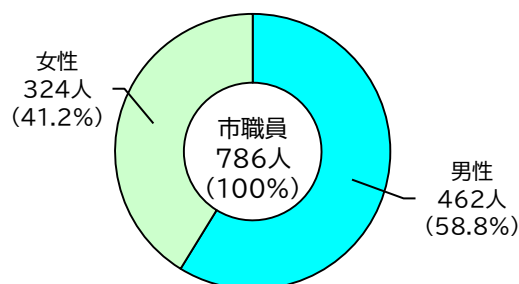
(令和6年4月1日現在)

4 市職員の構成

【職員の男女別人数】

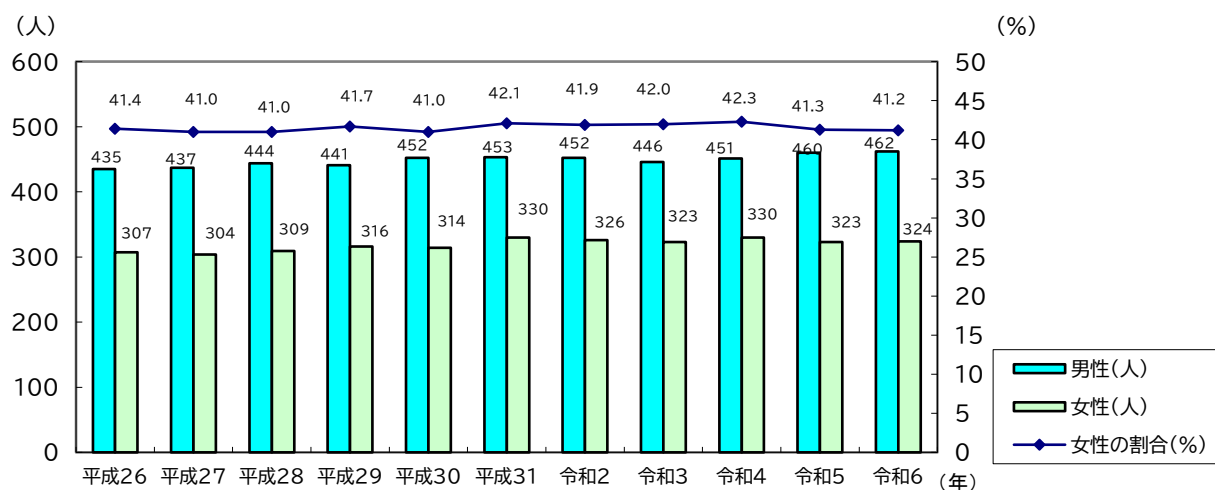
職員数(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)は、令和6年4月1日現在、786人で、男女の構成は、男性 462人(58.8%)、女性 324人(41.2%)となっています。全職員に占める女性の割合は、前年よりも0.1%減少しています。

市職員の男女別構成



(令和6年4月1日現在)

市職員全体に占める女性の割合の推移

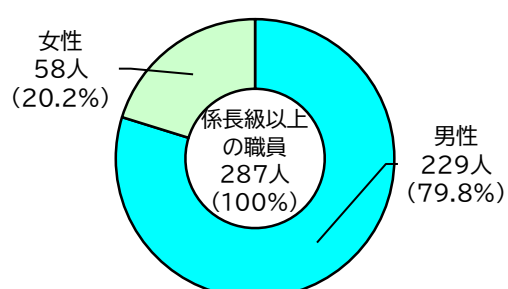


(各年4月1日現在)

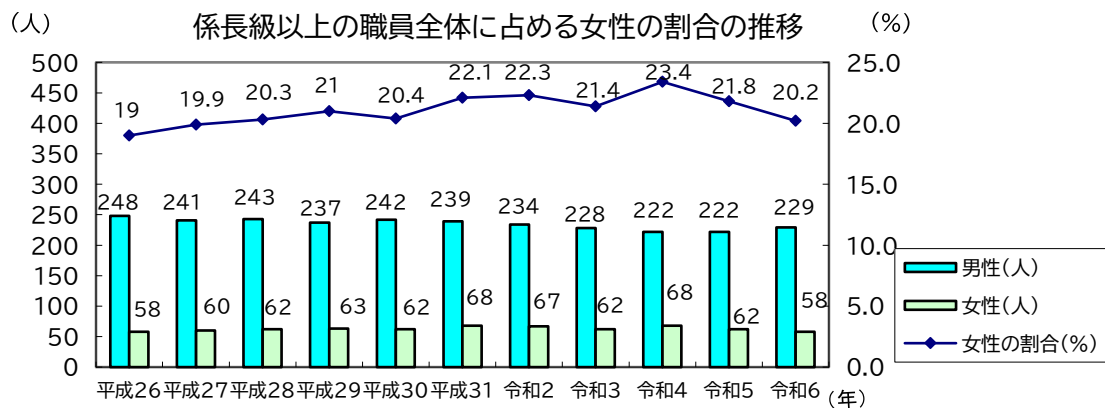
【係長級以上の職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める係長級以上の職員は全体で 287人(全職員に対する構成比 36.5%)です。男女の構成は、男性 229人(79.8%)、女性 58人(20.2%)です。女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも1.6%減少しています。

係長級以上の職員の男女別構成



(令和6年4月1日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考: 埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和5年 4 月現在 22.6%(令和 3 年度以降は病院局を含まない)

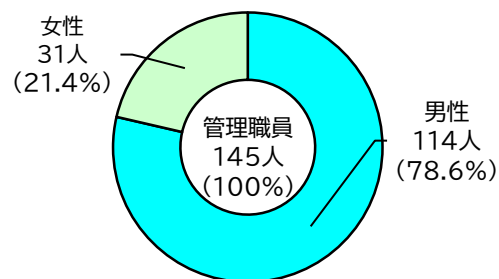
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和5年 4 月現在 31.1%

* 資料: 令和5年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

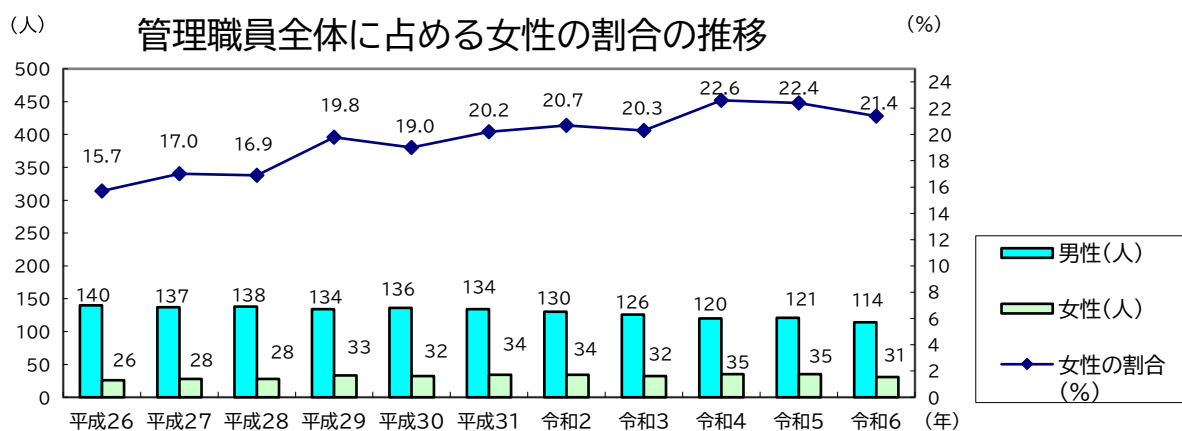
【管理職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で145人(全職員に対する構成比 18.4%)です。男女の構成は、男性 114人(78.6%)、女性 31人(21.4%)となっております。女性の管理職員の割合は、前年よりも1.0%減少しています。

管理職員の男女別構成



(令和6年 4 月 1 日現在)



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考: 埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和5年 4 月現在 13.8%(令和 3 年度以降は病院局を含まない)

* 資料: 令和5年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

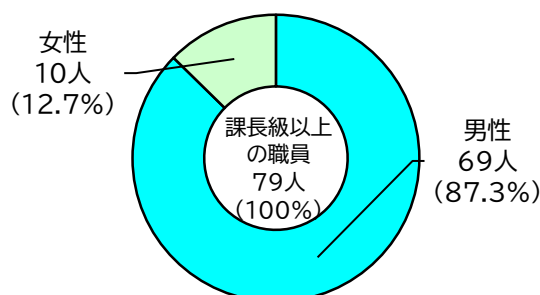
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で79人(全職員に対する構成比10.1%)で、男女の構成は、男性69人(87.3%)、女性10人(12.7%)です。女性の課長級以上の職員の割合は、前年よりも0.5%増加しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で31人(全職員に対する構成比3.9%)、男性は27人(87.1%)、女性は4人(12.9%)となっています。

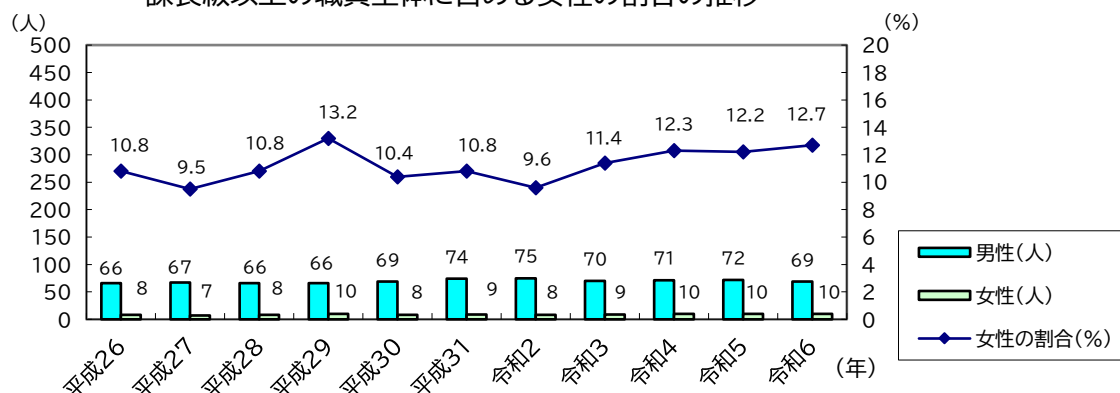
また、部長級職員は全体で15人(全職員に対する構成比1.9%)、男性は12人(80.0%)、女性は3人(20.0%)となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(令和6年4月1日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(各年4月1日現在)

* 参考: 埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和5年4月現在 16.2%

* 資料: 令和5年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

② 家庭生活

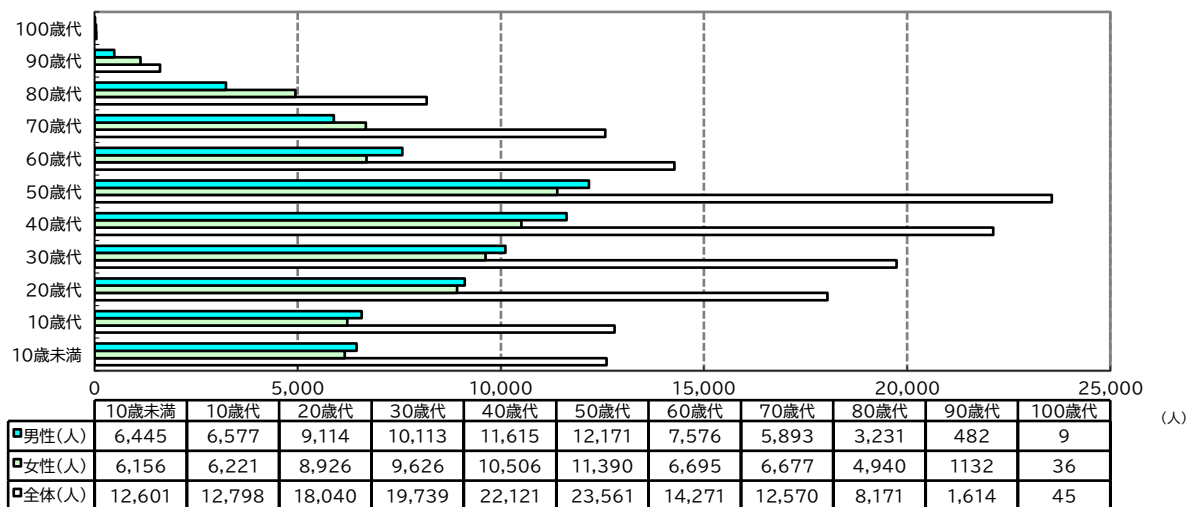
① 人口と世帯

【男女別人口】

令和6年4月1日現在、世帯数は 70,646 世帯、人口は 145,531 人で、うち男性 73,226 人、女性 72,305 人となっています。

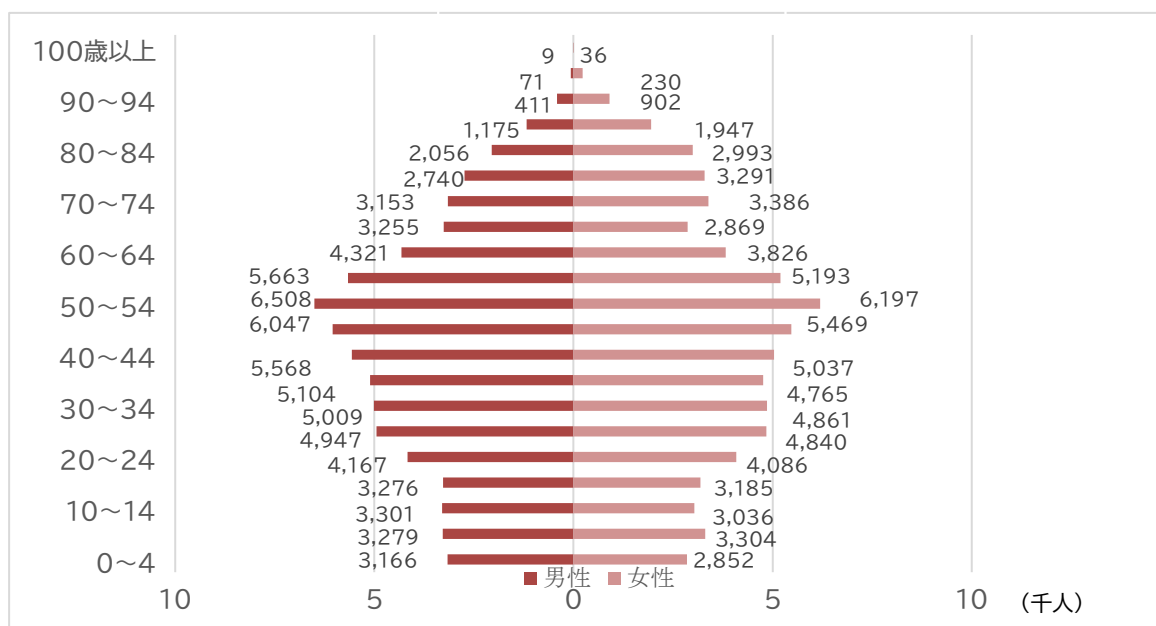
朝霞市の人口は年々増加しています。人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。なお、令和6年1月1日現在、市内の平均年齢は43.9歳(男性43.0歳、女性44.9歳)で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

年代別男女別人口



(令和6年4月1日現在)

人口ピラミッド

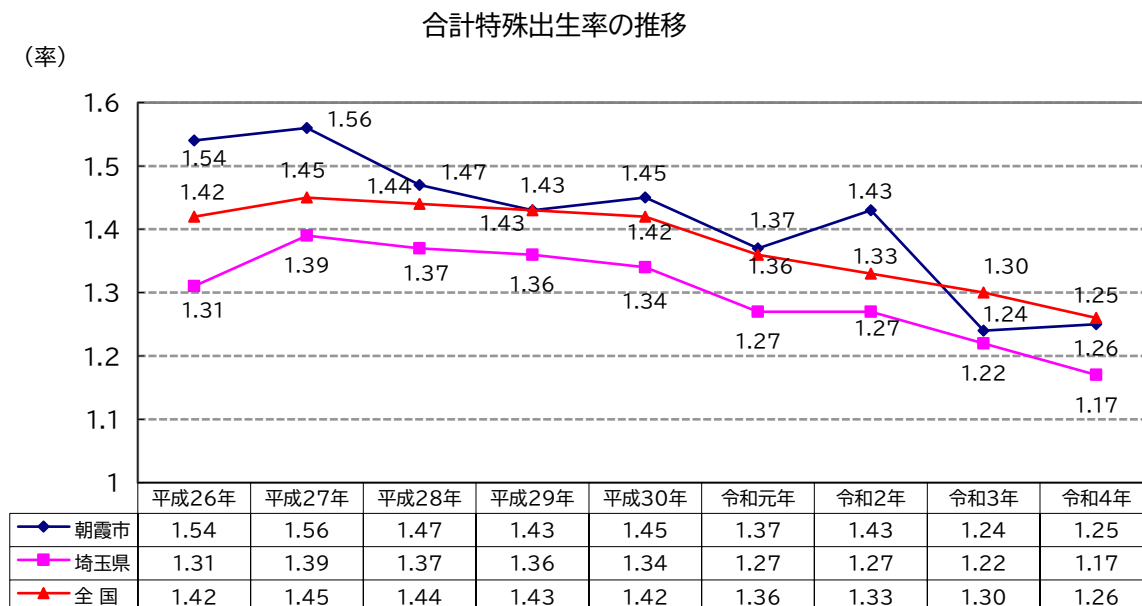


(令和6年4月1日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、平成 26 年以降、ほぼ毎年、国・県と比べると高い傾向にあります。
近年最も合計特殊出生率が高かったのは、平成 27(2015)年の 1.56 で、その後やや低くなって令和 4(2022)年は 1.25 となっています。

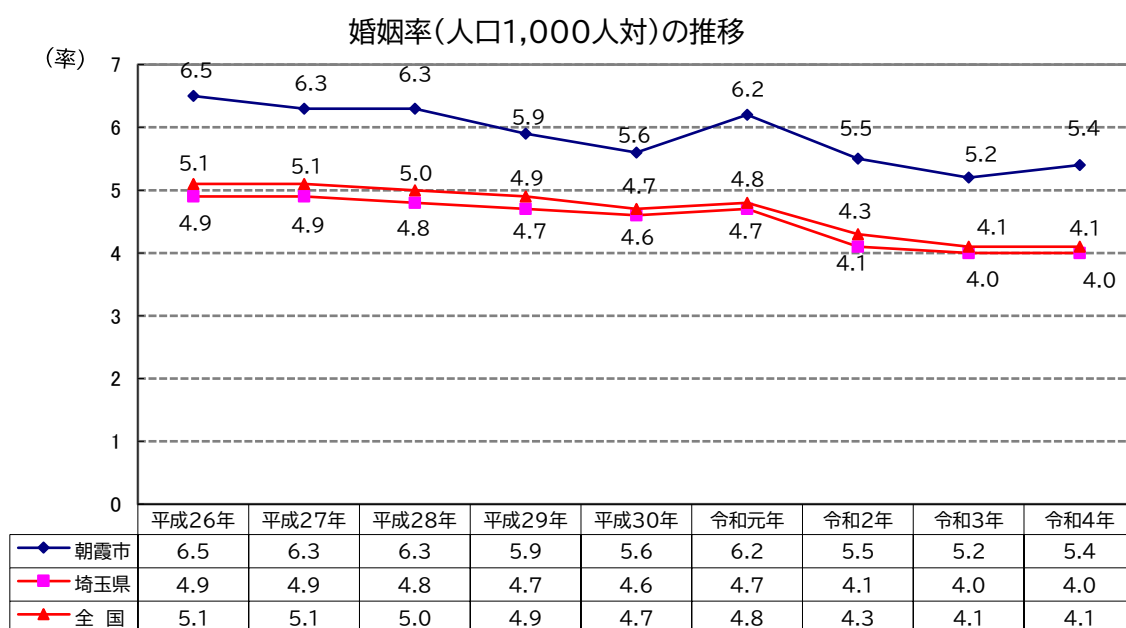


(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

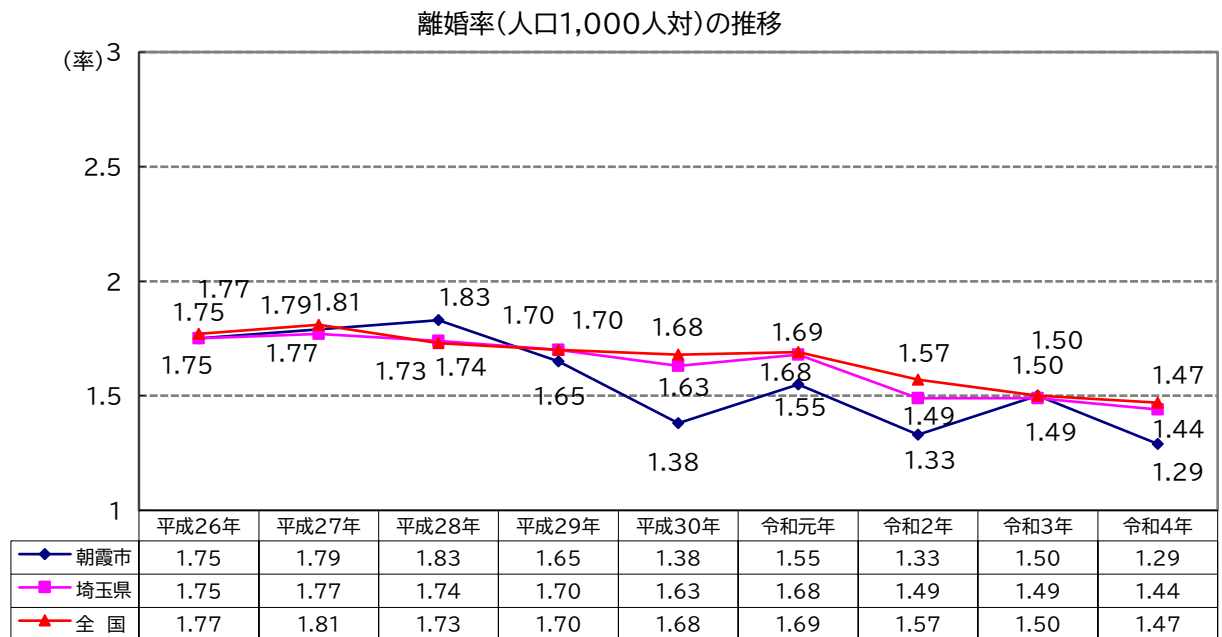
婚姻率は、国・県と比べると高い率を示していますが、総じて低下傾向にあります。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、令和３年は、国・県とほぼ同水準となっていました。令和４年は国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

③ 教育

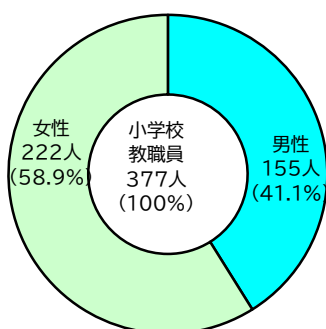
1 小中学校

【小中学校の教職員】

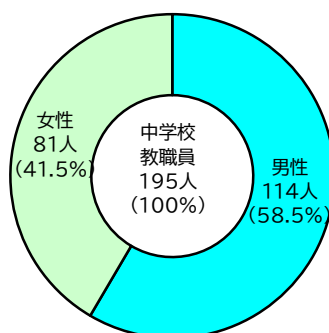
小学校の教職員は、令和6年 5 月 1 日現在、全体で 377 人(前年比 4 人増)、男性 155 人(全体の 41.1%、前年比4人増)、女性 222 人(全体の 58.9%、前年比増減なし)です。女性の教職員が男性の教職員の 1.4倍となっています。

中学校の教職員は、全体で 195人(前年比2人減)、男性 114人(全体の 58.5%、前年比 3 人増)、女性81人(全体の 41.5%、前年比1人減)です。男性の教職員が女性の教職員の約 1.4 倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



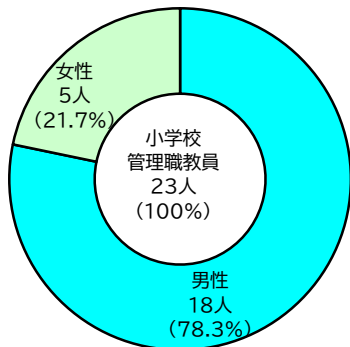
(令和6年 5 月 1 日現在)

【小中学校の管理職教員】

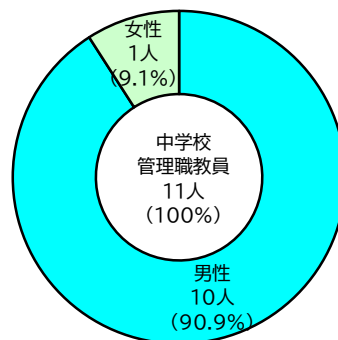
小学校の管理職教員(校長・教頭)は、全体で 23 人(前年比増減なし)、男性 18 人(全体の 78.3%、前年比増減なし)、女性 5 人(全体の 21.7%、前年比増減なし)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で 11 人(前年比増減なし)、男性 10 人(全体の 90.9%、前年比増減なし)、女性 1 人(全体の 9.1%、前年比増減なし)となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和6年 5 月 1 日現在)

*参考:全国の公立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和5年 4 月 1 日現在 小学校 約 32.8% 中学校 約20.2%

*資料:公立学校における校長等の登用状況について(文部科学省 令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査)抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。令和 5 年度の虐待通告(相談)被虐待児童数は、196 人で、そのうちDVによるものは 92 人となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当】

令和 5 年度の申請・登録者数は 608 人(前年比2.0%減、12 人減)で、うち支給対象者は、480 人(母親 455 人、父親 24 人、養育者 1 人)(前年比 3.7%減、18 人減)となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(409人)で、全体の 85.2%(前年比 0.7%減)を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
令和元年度	492	5	63	8	1	12	581
令和 2 年度	465	5	63	7	1	13	554
令和 3 年度	450	3	53	4	1	10	521
令和 4 年度	428	3	49	3	2	13	498
令和 5 年度	409	3	51	5	1	11	480

(各年 3 月末日現在)

【生活保護】

令和 5 年度の生活保護法による被保護世帯は 1,596世帯で、うち母子世帯は 63 世帯で前年と同世帯数となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
令和元年度	746	105	115	210	86	52	18	19	92	1,443
令和 2 年度	767	145	82	234	84	57	24	10	86	1,489
令和 3 年度	799	151	88	246	77	63	21	11	90	1,546
令和 4 年度	793	164	84	268	65	63	15	7	93	1,552
令和 5 年度	811	178	87	267	69	63	11	12	98	1,596

(各年 3 月末日現在)

⑤それいゆぷらざ(女性センター)

1 それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組を支援する総合的な拠点施設として、平成 25 年 1 月 4 日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1 日 あたり
令和 2 年度	902 人	500 人	271 人	80 人	51 人	580 人	322 人	255 日	3.5 人
令和 3 年度	1,029 人	548 人	299 人	99 人	83 人	647 人	382 人	308 日	3.3 人
令和 4 年度	734 人	390 人	265 人	48 人	31 人	438 人	296 人	308 日	2.4 人
令和 5 年度	998 人	391 人	288 人	164 人	155 人	555 人	443 人	309 日	3.2 人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する図書の貸出を行っています。朝霞市内に在住・在勤・在学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1人につき1回5点まで、21日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
令和 2 年度	99 人	94 人	5 人	194 冊	185 冊	9 冊
令和 3 年度	131 人	112 人	19 人	275 冊	225 冊	50 冊
令和 4 年度	43 人	40 人	3 人	76 冊	71 冊	5 冊
令和 5 年度	35 人	34 人	1 人	61 冊	60 冊	1 冊

【それいゆぶらざ(女性センター)事業実績一覧(令和5年度)】

事業名	実施場所	実施日
男女共同参画週間	パネル展:中央公民館・コミュニティセンター 1階ロビー 懸垂幕:市役所外壁 横断幕:駅前広場(北朝霞駅)	6月23日～29日
パープルリボンキャンペーン	それいゆぶらざ(女性センター)	8月23日～27日
あさか女と男 ^{ひとひと} セミナー	第1回:中央公民館・コミュニティセンター 全3回 第2回:中央公民館・コミュニティセンター 第3回:オンデマンド動画配信	第1回 1月19日 第2回 1月20日 第3回 1月9日 ～31日
女性に対する暴力をなくす運動	それいゆぶらざ(女性センター) 産業文化センター 市役所	11月12日～25日
女性センターパネル展	カインズ朝霞店	11月29日～ 12月20日

○男女平等推進情報「そよかぜ」の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和5年9月発行	子育てはONEチーム ～制度を使ってみんなで育児～	広報あさかに掲載
令和6年3月発行	あなたの中の「きつこうだ!」はどんなこと?	広報あさかに掲載

○それいゆぶらざ(女性センター)協力員活動実績

①男女平等推進事業企画・運営協力員 ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員

③あさか女と男^{ひとひと}セミナー企画・運営協力員

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回	事業アドバイザー選出等	①
男女平等を目指したテーマのコラムの掲載	全3回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全7回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男 ^{ひとひと} セミナー企画・運営協力員会議	全5回	全3回講座を実施	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

女性総合相談は、平成 12 年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成 25 年 1 月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で実施しています。

また、女性相談員が週1回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「生き方」などとなっています。

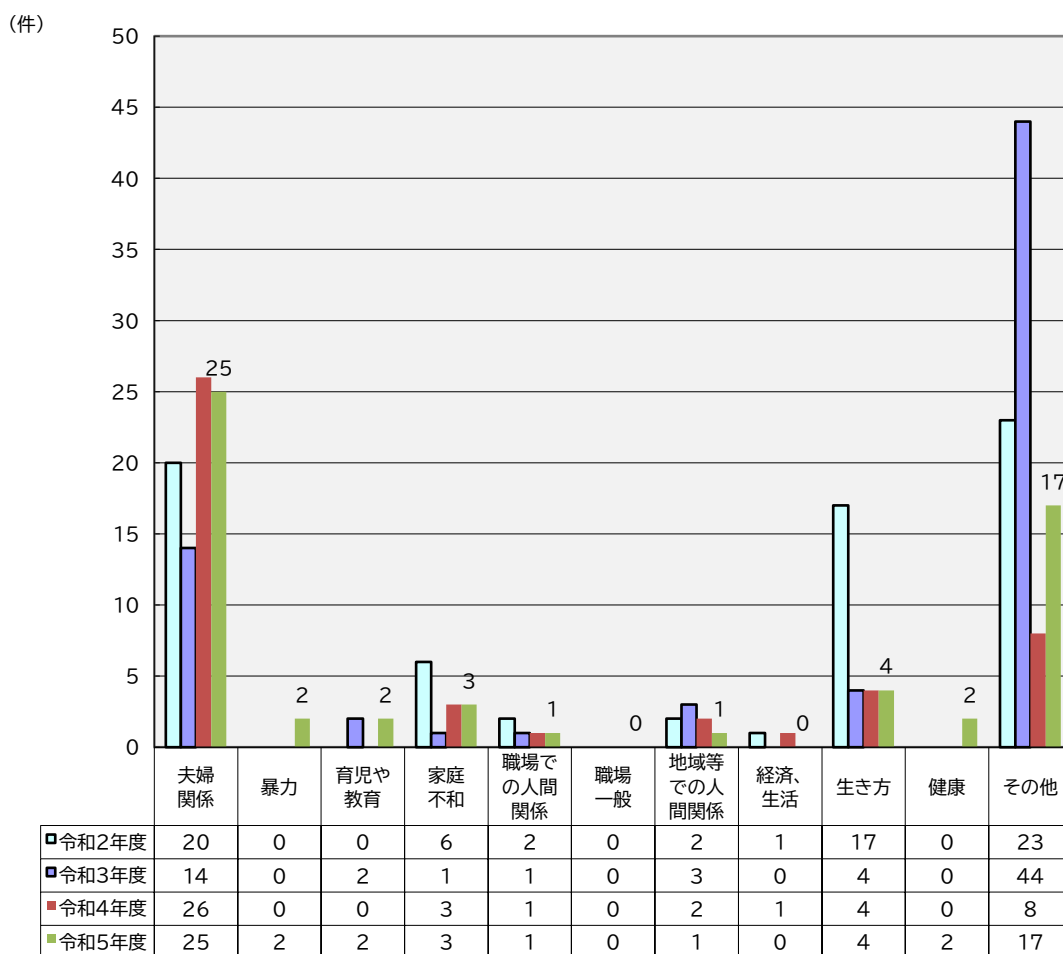
年度	相談人数	相談件数
令和2年度	63人	71件
令和3年度	66人	69件
令和4年度	41人	45件
令和5年度	46人	57件

日時:毎週木曜日(午前10時～午後3時)

場所:それいゆぷらざ(女性センター)

相談方法:面接相談のみ(予約不要・先着順)

相談内容別件数



3 DV相談

【DV相談】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
令和2年度	380人	500件
令和3年度	400人	574件
令和4年度	437人	705件
令和5年度	313人	456件

日時:火曜日～日曜日(午前9時～午後5時)

場所:それいゆぷらざ(女性センター)

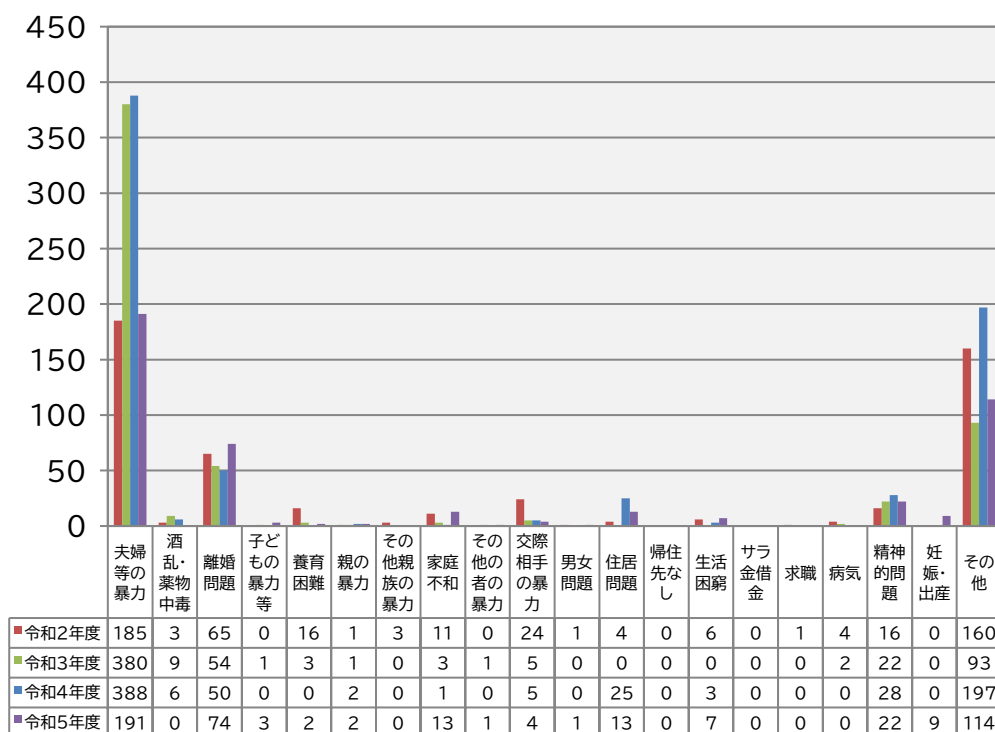
相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)

T E L:048-463-0356

※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。

時間:午前10時～午後4時

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学名誉教授)、女性 1 人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができますとしています。令和5年度については、申立てはありませんでした。

第2部

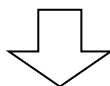
朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (令和3年度～令和7年度) (抜粋)

1 計画の全体像

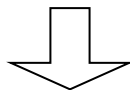
「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。
〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



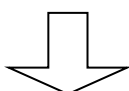
<めざす姿>

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



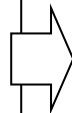
<重点課題>

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



<施策目標>

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進



<計画の施策の方向>

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
に向けた理解促進
■性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
- 6 ■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

2 重点課題

(1)男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆづらぎ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2)男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方ではDV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3 施策目標

(1)男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2)自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3)多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4)異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5)女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行ないます。

(6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

4 施策の体系

基本計画

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

男女の輪が素敵な朝霞をつくるく男女平等社会をめざして

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現

1

男女平等の意識の浸透

■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

2

自己実現に向けた学習機会の充実

■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援

3

多様性の尊重と理解促進

■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
■性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

4

異性間やパートナーからの暴力の根絶

■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化

5

女性の職業生活における活躍の推進

■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

…第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策4)

…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

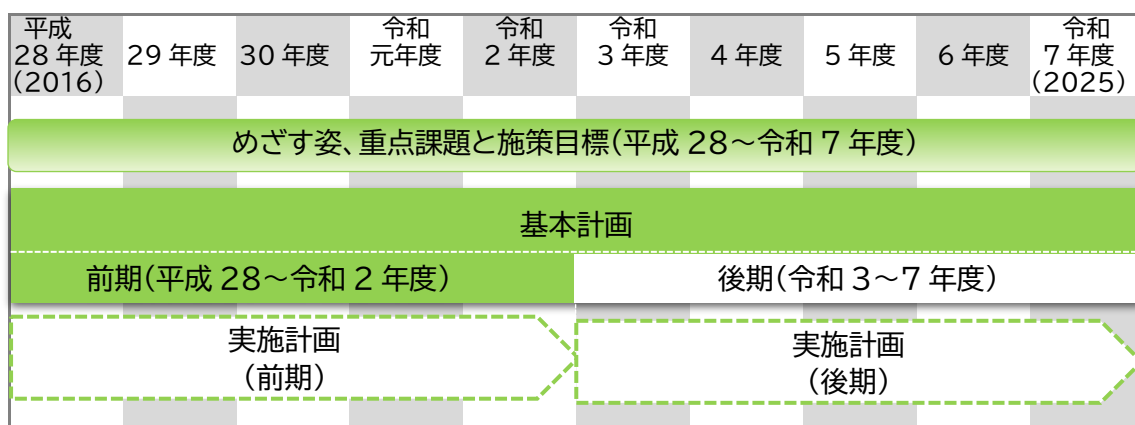
5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

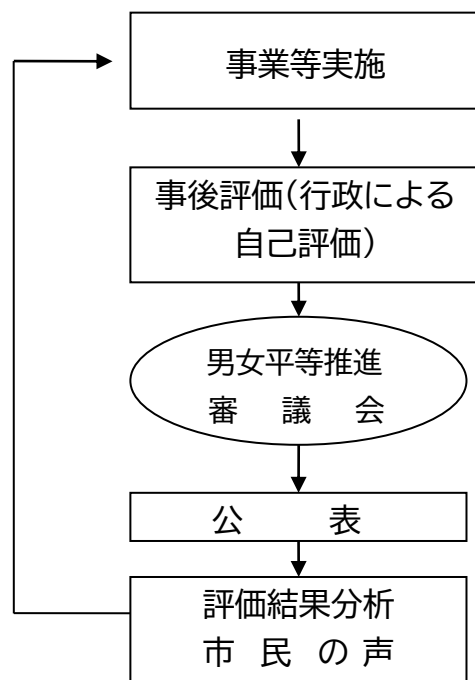
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取り組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等の視点を意識づけすることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例(平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等(以下「事業」という。)の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における事務事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

令和5年度 男女平等推進事業評価(案)一覧

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

主な施策

主な施策(6)	評価
・男女が平等な社会の具体像の提案を行う	Ⅱ
・男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	Ⅱ
・男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う	Ⅱ
・学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	Ⅰ
・男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	Ⅰ
・学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	Ⅱ

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

2-2 能力の開発と活動の支援

主な施策

主な施策(4)	評価
・自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	Ⅰ
・自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する	Ⅱ
・自己実現を支援するための学習機会を充実させる	Ⅱ
・能力の開発と活動の支援の充実を図る	Ⅱ

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

主な施策

主な施策(5)	評価
・性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	Ⅱ
・男女の健康管理の支援を充実させる	Ⅱ
・多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する	Ⅱ
・学校教育において多様な性に関する教育を推進する	Ⅰ
・市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う	Ⅰ

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

4-2 相談体制の充実

4-3 関係機関等との連携強化

主な施策

主な施策(4)	評価
・男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する	I
・異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	I
・誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる	I
・DV支援関係機関による連携体制の充実を図る	I

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(3)	評価
・市政への男女共同参画を推進していく	II
・市内での男女共同参画を推進していく	I
・就業上での女性の活躍を推進する	II

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(4)	評価
・仕事と家庭の両立を支援する	II
・男女格差がない職場づくりを促進していく	II
・地域活動への参画を促す	I
・防災分野における男女共同参画を進める	II

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校等での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 8.1%	R 元 8.0%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 27.6%	R 元 23.0%	R7 35.0%	

【目標値の根拠】

男女平等推進行動計画策定時(平成18(2006)年)の現状値が23.7%、目標値が35.0%であったことを踏まえ、第2次においても同程度の伸びをめざして設定

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間(6月23日～29日)におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。	パネル展の開催
男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさか9月号及び3月号に掲載し、男女平等の意識醸成を図る。	広報あさかに掲載
それいゆぶらざ(女性センター)における情報提供及び啓発	それいゆぶらざ(女性センター)の情報・交流コーナーを通して、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発活動を推進する。	貸出図書及び啓発物等の充実

事業実績	・男女共同参画週間(6月23日～29日)や中央公民館でのサマーフェスティバル、また、他課と連携し、民間施設にて男女共同参画社会の実現に向けたパネル展示を行った。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」を広報あさか(9月号及び3月号)で特集ページとして掲載し、男女平等の意識醸成を図った。 ・リーフレットを新規で作成し、男女共同参画の情報発信に努めた。 ・埼玉県や他自治体の男女平等に関する資料や関連図書の貸出しなど、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発を図った。
根拠と効果	市民協力員との協働による「そよかぜ」の発行や、各種イベントを通じた周知啓発を行ったことで、男女平等の意識醸成に繋がった。
課題と方針	今後も、様々な機会を捉えて周知啓発を図っていくことが必要である。市民との協働による取組や各種イベントなどを通じて、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女が平等な社会の具体像の提案を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に関する職員の意識向上や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等の視点でとらえる事務を推進する。	職員に周知
男女平等を阻害する慣行の是正提案	性別による固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、地域団体等へ積極的な情報提供を行う。	啓発冊子の配布
男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。	男女平等苦情処理委員の設置
男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開	市の各種施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知

事業実績	・職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組が促進されるよう「朝霞市庁内男女平等推進指針」について、男女平等推進庁内連絡会議での説明や全職員に通知を送付するなどして周知を図った。 ・広報あさかや市公式ホームページなどで、性別による固定的役割分業意識の解消を図るための啓発を行った。 ・男女平等苦情処理委員について、市ホームページや新規採用職員研修、女性センターパネル展等での周知を図った(令和5年度実績なし)。 ・庁内の職員向け研修や男女平等推進庁内連絡会議などで、性別による固定的な役割分業意識に捉われず、男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう説明、周知を行った。
根拠と効果	・会議や職員研修、ホームページを通じて、男女平等の現状や問題提起を行った。性別欄の記載についての問い合わせなどもあり、市の各種施策などにおける男女平等の視点を取り入れた取組、男女平等意識の醸成に繋がっている。
課題と方針	男女平等に関する社会情勢など最新の状況を踏まえて問題提起を行っていく必要がある。引き続き、市民生活の中で慣行が見直されるよう周知啓発を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「表現ガイド」の周知・活用	男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用を促す。	職員・教職員・各団体に周知及び活用
男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・性差を助長するような表現への配慮を呼びかけ、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。	啓発冊子の掲示・配布

事業実績	・男女共同参画の視点で捉えた言葉やイラスト等の表現方法について、表現ガイドを配布し、受け手の誰もが共感できるよう新規採用職員研修などで説明を行った。 ・性別による固定的観念を持つことや無意識の思い込みにより、役割や行動が決めつけられている危険性について広報で啓発したほか、パネル展実施時などでの各種リーフレットの配布、市ホームページへの掲載を通じて、男女平等の視点に立った周知及び活用を促した。 ・中央公民館フェスティバルにおいて、表現ガイドを配布すると共に、アンコンシャス・バイアスに関するシール貼付調査や、女性センター登録団体による低年齢向けの講座(ジェンダーに関するクイズ・朗読・工作)を実施し、幅広い層に男女平等の視点に立った表現の推進を促した。
根拠と効果	庁内職員への説明や啓発冊子の配布等により、庁内における男女平等の視点に対して関心が高まっており、イベントの参加者募集時などの表現の配慮などに活用され、男女平等の視点が入れられたことに繋がっている。
課題と方針	表現や様々な情報発信を行っている中で、何気なく見過ごしていることがないか、改めて表現の確認等を行っていくことが必要である。より適切な表現となるよう、今後も表現ガイドの周知・活用を促すなどして、分かりやすい情報提供を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

教育指導課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、特別の教科、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路指導、キャリア教育の充実	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。	進路指導主事会を実施
教育相談体制づくり	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。	個性に配慮した教育相談の実施

事業実績	○性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ○年間指導計画に、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置付け ○性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ○多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり
根拠と効果	年間指導計画の特別活動や特別の教科道徳等において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。
課題と方針	児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。	あさか女と男セミナー講座開催
男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催
事業実績	あさか女と男セミナー企画・運営協力員協働事業(対面式及びオンデマンド動画配信)を行った。 第1回「シェアするハウスワークでありがとう」 講師:中央大学名誉教授 広岡 守穂 氏 第2回「女性の元気が社会を変える」 講師:埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授 岡村 利恵 氏 第3回「これだけは伝えたい！今からできる大切なこと」 講師: LGBT 法連合会代表理事・大手前大学国際看護学部学部長 藤井 ひろみ 氏 参加者数 第1部24人(対面式) 第2部16人(対面式) 第3部26人(動画配信)	
根拠と効果	セミナー終了後のアンケートに、「常識というものは、時代によって変わっていくので、柔軟な考え方が大事なのだと思いました」、「時代が変化し、社会が多様化する中で、今回のセミナーは今後いろいろなことを考えるきっかけになりました」(一部抜粋)などの感想があった。今回、セミナー申込実人数は50名ほどと、昨年度より下回ったものの、アンケート回答者数が35名と申込者の半数以上の方から回答を得た。また、割合を見ると昨年より下がってはいるものの、満足度について、「満足」と「やや満足」をあわせると、約8割程度となっていたことから、男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援する機会が提供できた。	
課題と方針	多くの方に興味を持って参加してもらえるよう、社会的な課題やニーズにあった内容を提供していくことが必要である。今後もアンケート結果なども踏まえながら、セミナー企画・運営協力員と、男性の家事・育児参画や女性のリーダーシップが支援できる学習機会を提供していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等に関する啓発活動を推進し、人材の育成を図る。 協働例)男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員と協働する。	市民と協働し、啓発事業を実施
男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。	広報や市公式ホームページを活用しての周知

事業実績	・男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員との「そよかぜ」発行や、あさか女と男セミナー企画・運営協力員とのセミナー実施、男女共同参画パネル展での準備や「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」をテーマにしたコラム執筆など、市民との協働による企画・立案を行った。また、パープルリボンキャンペーンイベントで、女性センター登録団体による参加型講座を行った。 ・広報や市ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行った。また、通年でも行うように働きかけを行ったほか、企業や団体も対象になることから、新たに商工会や、市民活動団体向けの、メールマガジンを活用して、顕彰制度の周知を図った。
根拠と効果	市民との協働による「そよかぜ」の発行や、あさか女と男セミナーの実施のほか、パープルリボンキャンペーンイベントでの講座実施や民間掲示板でのチラシの掲示を通じて、地域人材の育成・活用を図ることができた。
課題と方針	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰制度の周知や、市民との協働機会などを通じて、人材の育成・活用を図ることが必要である。今後も「そよかぜ」や女と男セミナーなどの協働事業等(現在11名の事業企画・運営協力員の募集や、パネル展等の準備)等を通じて、男女平等を推進する人材の育成と活用を図るとともに、顕彰制度の効果的な周知に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「あさか男女(ひと)の輪 サイト」をよく知っている 市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 3.4%	R 元 4.1%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

指 標	数値目標			評価資料
能力開発支援に関わる制 度・機会を知っている女 性(20～50 歳代)の割 合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 11.5%	R 元 7.1%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

働いている(働こうとしている)年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
相談窓口・機関等の周知	男女平等を推進するための冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。	周知の徹底
「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	女性総合相談の実施

事業実績	・広報や市ホームページなどで相談窓口の周知・啓発を行った。掲示内容について埼玉県と相談・調整を図りながら見直しを行ったほか、市内公共施設等のトイレに加え、新たに市内の都市公園公衆トイレにも各相談窓口のポスターを掲示し、相談の場の周知に努めた。 ・女性総合相談を毎週木曜日に実施した。 専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行うことができた(相談延件数 57 件、相談延人数46 人)。
根拠と効果	多岐にわたる相談について、相談者一人ひとりの気持ちを汲み取りながら傾聴し、問題解決の手がかりを見つけるよう丁寧な対応を行った。
課題と方針	様々な悩みを抱える方に対して適切な助言・支援ができるよう、関連機関等の取組に関する情報収集に努めながら、相談員のスキル向上を図ることが今後も必要である。また、相談の場を知ってもらえるよう、工夫した周知啓発を行っていく必要がある。今後も、他自治体の方法も参考にしながら、職員のスキルアップを図るなど、相談窓口の充実に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実させ、市民がワンストップで情報が得られるよう多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	市公式ホームページ掲載内容の充実
事業実績	国の女性応援ポータルや女性活躍支援のサイト、また、県の女性キャリアセンターのサイトなどの情報について、「あさか男女の輪リンク集」にまとめて掲載し、ライフコースの選択支援の情報提供を行った。	
根拠と効果	関係機関等の男女平等に関する情報について、新しい情報発信が行えるよう、適時、情報の確認・掲載見直しなどを行ったことで、多様なライフコースの選択の情報と機会を提供することができた。	
課題と方針	多様なライフコースに関する情報を、ワンストップで見ること、見つけることができるよう、さらに内容の充実を図ることが必要である。常に新しい情報を提供できるよう、引き続き、社会情勢等の把握を行いながら、掲載内容の確認や情報収集に努めるなどして、サイトの充実を図っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
それいゆぷらざ(女性センター)における情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出しを行うことで、学習機会を提供する。	—

事業実績	男女平等社会の実現を目指すための関連書籍を購入し、女性センター内での利用や貸し出しを行った(施設内関連蔵書数824冊)。また、パープルリボンキャンペーンをはじめ、国、県、他市の事業や講座、統計資料などの情報発信を継続して行い、学習機会の充実に努めた。
根拠と効果	多様なライフコースの選択支援のため、女性センター内での各種資料提供や情報発信を行ったほか、市民活動団体の情報冊子を、配布用として部数を増やし設置するなどして、様々な学習・活動機会を提供できた。
課題と方針	今後も多くの方に、情報が届けられるように男女平等の拠点施設である女性センターの周知を行っていくことが必要である。また、利用しやすい環境の整備に向けて、様々な情報の収集を図りながら、他市のセンターの取組等も参考にするなど、工夫した情報の発信を行うことで、学習機会を充実させていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	II	II		

施策の方向2-2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発となる機会が提供できるよう各種情報の収集及び提供を行い、活動の支援を行う。	啓発冊子等の掲示・配置など
女性センター登録団体等との協働事業の実施	地域で男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。	協働事業の実施

事業実績	・就業や起業支援に関する情報について、女性センターで掲示・配布したほか、市公式ホームページで周知を行った。また、市の就業・起業担当課からも定期的に情報を提供してもらうなどして、就職や起業活動への支援を行った。 ・中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、パープルリボンキャンペーンイベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施した。登録団体である NPO などの市民活動団体から、絵本の読み聞かせやジェンダークイズ、タオル体操やストレッチ等を行ってもらい、多くの参加をいただいた。
根拠と効果	・市公式ホームページでの情報発信などのほか、産業振興課と相互に事業情報等を提供したことなどにより、多くの活動の支援に繋がった。 ・女性センター登録団体との協働により、パープルリボンキャンペーンイベントに多くの参加を得ることに繋げることができた。
課題と方針	自己実現を果たせるように、市公式ホームページや関係機関などを通じて、就業や起業支援の情報発信を行っていくことが必要である。また、NPO などの市民活動団体の支援やネットワークの充実を図るため、女性センター登録団体等と協働した取り組みを行うなどして、様々な機会を通して、女性の活躍・支援が推進されるように取り組んでいく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

性と生殖に関することは、人権の尊重に直接関連する大切なことであり、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持ち、互いを尊重できる考え方が普及できるよう努めます。また、多様な性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう LGBTQ や SOGI に関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を考えます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 2.4%	R 元 5.0%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

指 標	数値目標			評価資料
「SOGI」(ソジ)という言葉 を正しく理解している 市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 —	R 元 14.3%	R7 20.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる
あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての正しい情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し、市民の関心を高める。 おとどけ講座にて、中学生を中心にロールプレイなどの実践形式を用い意識醸成を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載 おとどけ講座の実施
事業実績	性犯罪・性暴力にあわないための啓発リーフレットやリプロダクティブ・ヘルス/ライツのリーフレットを中学生等に配布した。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するおとどけ講座について、市ホームページや、市内小・中学校の校長会などで周知を図った。また、新たに啓発リーフレットを作成した。	
根拠と効果	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、おとどけ講座の実施には至らなかったが、若年層へのリーフレット配布を通じた啓発やホームページへの掲載等により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての関心を高めることなどができた。	
課題と方針	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低いことから、ホームページへの掲載やリーフレットの配布などを通じて、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努める必要がある。今後も、若年層への定期的なリーフレットの配布を継続するほか、新型コロナウイルス感染症が広まって以降、おとどけ講座の依頼がないため、実施・利用につながるよう、市内小・中学校の校長会や男女平等推進連絡会議を活用して市教育委員会などにも働きかけを行っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する 健康と権利の尊重に向けた理解促進

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV／エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

【進行管理事業】

健康づくり課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。(あさか健康プラン 21 推進事業)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施
事業実績	○市町村健康増進計画「あさか健康プラン 21(第3次)」の策定 ○市民意見交換会「ASAKA 健康ラウンジ」の実施:5回開催(98 人参加) ○健康づくり講演会の実施:30 人参加 ○広報へるすアップ:健康づくりに関する情報:年 3 回掲載	
根拠と効果	・各種事業の実施にあたっては男女平等の視点及び多様性の尊重を意識して実施した。 ・健康づくりの普及に関する市民意見交換会は前年の2倍以上の参加者があり、「あさか健康プラン 21(第3次)」の策定及び今後の健康教育事业に必要な意見交換を実施することができた。また、男性の参加者や若い世代の参加者が増加し、性別、年代の異なる、多様な市民と幅広く意見交換をすることができ大きな成果となった。	
課題と方針	市民の健康づくりの支援の一環として、各種健(検)診を実施する。また、保健センターで実施する集団健(検)診では、健(検)診にあわせて、生活習慣病の予防教室など健康教育事业を実施する。そのほか、各種の健康教育事业及び意見交換会を実施する。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ① 多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報誌、あさか男女(ひと)の輪リンク集等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解するために作成した「性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイド」を周知し、活用する。	職員及び教職員に周知し活用
多様性の尊重と理解促進	LGBTQ等の当事者に対し、偏見や無知、差別を助長することのないよう、多様性を尊重するという視点にたった周知・啓発に努め、市民の意識醸成を図る。	啓発物の掲示・配布
「多様な性」に関する講座の開催	「多様な性」のあり方に関する正しい理解を深めるための講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	・男女平等推進庁内連絡会議にて、性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用等について説明を行った。また、ガイドブックの掲載内容を見直し、改訂を行った。 ・多様性の尊重と理解促進に向けて、リーフレットの配布を行ったほか、市ホームページ等を通じた意識啓発、また、LGBT法連合会の代表理事に講師を依頼し、「あさか女と男セミナー」を開催するなどして理解を深めた。
根拠と効果	・サポートガイドについての職員からの意見のほか、あさか女と男セミナーの受講者からは、「SOGIを理解しやすく説明されたので、よくわかりました」(一部抜粋)などの声があり、多様な性のあり方に関する理解が深まった。
課題と方針	・多様な性のあり方についての理解を広めるため、継続した周知啓発を行っていく必要がある。セミナーのアンケートなどを参考にしながら、より多くの方に興味を持ってもらえる内容をテーマにするなど、多様な性に関する正しい理解を深められるように努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ② 学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／教育指導課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
若年層に対する周知・啓発	「多様な性」に関する正しい理解を深めるために作成した性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドを活用する。また、児童・生徒に対して、「性の多様性に関するリーフレットやチラシ」を周知し、活用する。(担当課:人権庶務課)	教職員及び児童生徒へ周知と活用
教職員研修の充実	埼玉県教育委員会より示されている『「性の多様性の尊重」に係る教職員用リーフレット」等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教職員研修を推進する。(担当課:教育指導課)	校内における教職員研修の実施

事業実績	・若年層の性暴力被害予防月間にあわせて、市内小学5年生と中学 1 年生を対象に「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットを配布して、若年層への周知・啓発を行った。 ・市内在学の高校生を対象に、「SOGIE ってなあに？」のリーフレットを配布し、周知・啓発を行った。 ・性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ・年間指導計画に、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置付け ・性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ・多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり
根拠と効果	・校長・教頭会議を通じて、多様な性やデートDV等に関する周知・啓発を行うと共に、学校に各種リーフレットを配布する等して、多様な性についての知識、理解を深める機会を提供できた。 ・年間指導計画の特別活動や特別の教科道徳等において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。
課題と方針	・多様な性に関して、引き続き、啓発していくことが必要であり、様々な機会を捉えて若年層に対する周知・啓発について丁寧に取り組んでいく。 ・児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向 3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ③ 市の施策における^{エルジー・ビィ・ティー・キュー}LGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等において LGBTQ 等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
市の施策や行政事務における見直しの促進	市の施策や行政事務において、LGBTQ 等の当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行う上での配慮を全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知
LGBTQ等における情報の収集と検討	市の施策や行政事務等における改善点等について、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会等を活用し、検討を進める。	男女平等推進庁内連絡会議等の開催・検討
市民や事業所への理解促進を図る	偏見や無知、差別を解消し、誰もが個々の特性を活かせる環境づくりの促進を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

事業実績	・人権施策庁内連絡会や男女平等推進庁内連絡会議などで、LGBTQ等の当事者の支援事業や取組、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の開始についての周知・説明等を行い、窓口などでの適切な対応を行うよう全庁に周知を図った。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出が、8件(うち、1件はファミリーシップ制度の届出を含む)あった。また、近隣市と、当制度に係る4市主管課長・担当国会議を、4回開催した。 ・県の相談窓口や、LGBTQに関する研修について、ホームページに掲載したほか、民生委員・児童委員協議会の場で制度の説明をするなどして、市民や事業所への理解促進を図った。また、商工会及び埼玉県宅地建物取引業協会県南支部を訪問し、制度の周知・協力を依頼した。 ・市政モニターアンケートで、『朝霞市の「多様な性」に関する施策の推進について』を調査した。
根拠と効果	埼玉県のLGBTQに関する相談窓口の周知やオンライン研修などについて、ホームページ等で広く周知を図ったことや、パートナーシップ・ファミリーシップの開始などにより、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや困難の解消、また、多様な性への理解が広がるきっかけに繋げることができた。
課題と方針	市政モニターアンケートの調査結果より、少しずつ制度が認知されてきているものの、更に広く周知を行っていく必要がある。性の多様性に対する市民や事業所の理解と配慮が進む取組を行っていくとともに、引き続き、近隣市との情報交換などを行い、より良い制度となるよう方策を検討していく。次年度は、県内で連携協定を締結し、パートナーシップ制度に係る転出入時の手続の負担軽減を図る。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I		

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。そのため、市民の意識醸成へ繋がる情報の提供を行い、未然防止に努めるとともに、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	86.1%	87.6%	100.0%	

【目標値の根拠】

DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	33.4%	27.4%	70.0%	

【目標値の根拠】

気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。
また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される「女性に対する暴力をなくす運動」において、暴力は人権侵害であることを周知する。	広報あさか及び市公式ホームページ、女性センターで周知
性犯罪・性暴力対策「集中強化期間」朝霞市庁内推進指針の推進 リーフレットの配布による意識醸成	性犯罪・性暴力のない社会、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を、市役所が率先して推進する。また、若年層を中心にリーフレット等を用いての周知を行い、意識醸成を図る。	職員及び市民に周知

事業実績	・11月の運動期間にあわせて、本庁舎花の池テラス大ケヤキをパープルライトアップしたほか、庁内の告知スペース、懸垂幕、広報、ホームページ等で「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を図った。また、こども未来課と連携し「パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン」としてパネル展の実施や産業文化センターで民間団体と協働し参加型の「パープルリボン運動イベント」を開催した。中央公民館で行われたサマーフェスティバルのイベントでは、埼玉県のタペストリー巡回(パープルリボンキャンペーン)に参加し、パープルリボンを作成する参加型のパネル展も行った。 ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、小学校、中学校、子ども相談室にリーフレットを配布したほか、性犯罪等の被害防止のため、市内の高校へ啓発チラシを配布した。
根拠と効果	イベントやパネル展では体験型講座や参加型の展示にすることで、多くの方に参加してもらい、周知啓発を図れた。また、性暴力の被害に関するリーフレットの配布等を通じて、若年層を中心に広く、意識啓発を行うことができた。
課題と方針	暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女平等を形成していく上で克服すべき重要な課題である。様々な場での運動を一つの機会ととらえ、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を継続して行っていけるよう、工夫を重ねながら啓発・周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ② 異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、 暴力の発生をふせぐ

家庭や学校において、デート DV の予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間やパートナーによる暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や市公式ホームページに掲載するなど、さまざまな機会を捉えて分かりやすく情報提供する。	市公式ホームページへの掲載
DV に関する相談の周知	DV 相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DV やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。	積極的な周知

事業実績	・市内の関係機関での会議等を通じて、DV被害者支援について各課の役割などの情報共有を図るとともに、広報や市ホームページによるDV相談の周知・各種リーフレットを用いた啓発を行った。 ・DV相談の周知に関して、埼玉県と相談・調整を図りながら見直しを行ったほか、市内公共施設等のトイレに加え、新たに市内都市公園公衆トイレにも各相談窓口のポスターを掲示し、さらなる相談の周知等に努めた。 ・地域づくり支援課や民間商業施設と連携し、女性センターパネル展を実施し啓発を行った。
根拠と効果	広報やHPなどのほか、トイレなどにも啓発物を掲示したことで、多くの場所で周知を図ることができた。
課題と方針	多くの方に相談窓口を知ってもらえるよう、引き続き、周知に努めながら、関係機関等との連携を図り、異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集・提供を行っていく必要がある。今後も、女性センター及びDV相談等の認知度を高められるよう、工夫した周知を行うとともに、様々な機会を捉えて、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透や情報提供を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向4-2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

DV 相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
専門の相談員による相談の実施	DV 相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、自立支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV 相談を実施し、また、相談員への研修を実施するなど相談体制を整備する。	DV 相談の実施
専門の相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	専門の相談員や DV 相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。	担当者研修等への参加

事業実績	・DV専門相談員によるDV相談の実施(週4日) 専門の相談員が丁寧に話をうかがい、相談者に寄り添った適切な情報提供や支援を行うことができた。(DV相談人数313人) ・DV専門相談員及び DV 相談担当職員が各研修に参加し、資質向上を図った。また、相談員の研修・交流会を行い、相談員及び職員間での情報共有・交換を行うなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めた。
根拠と効果	相談内容は多岐にわたり、様々な要因が絡み合う事例も多いが、相談員及び職員間での情報共有や研修参加などによるスキルアップを図ったことで、相談者に寄り添った相談対応ができ、自立支援に繋がった。また、継続的な相談が多いことから、安心して信頼できる相談窓口となっている。
課題と方針	相談内容は多岐にわたり、関係部署につなげる必要性や緊急性を判断する事案もあることから、適切な助言や支援が行えるように、引き続き職員の資質向上を図る必要がある。今後も研修参加等を通じてDV相談に関する知識を高め、更なる相談体制の充実を図るとともに、広報やホームページ、各リーフレットなどを活用した相談窓口の周知について、引き続き行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向4-3 関係機関等との連携強化

《主な施策》 ① DV 支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV 被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
「DV 対策関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県配偶者暴力相談支援センター、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV 対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関と DV 支援の充実を図る。	DV 対策関係機関ネットワーク会議の開催
緊急保護体制の充実	DV 相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、支援体制を充実する。	緊急保護体制の整備

事業実績	・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。 ・DV被害者の緊急一時保護施設の確保に向け、支援体制の充実を図った。
根拠と効果	・朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の現状や関係機関の役割等について情報共有・交換を行えた。DVや女性に関する相談内容について、女性センターに繋いでもらうことができていることから、関係機関との連携が図れている。 ・相談者の安全を第一に考え、必要時に備えた体制の整備が出来ている。
課題と方針	DV問題だけでなく、児童虐待や性犯罪、性暴力など、様々な課題を抱える相談に対応していくため、関係機関、庁内各課との緊密な連携を図っていく必要がある。今後も本女性センターの周知を図るとともに、個々のケースの状況判断を的確に行えるよう、連携した体制を構築していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、市内事業者に対して女性活躍推進法に基づく情報を提供し「一般事業主行動計画」の策定を促すなど行い、男女がともに活躍できる社会の実現をめざします。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市職員の女性管理職員の割合	H26 17.0% (H27.4 現在)	R5 21.4% (R6.4 現在)	R7 ※25.0%	朝霞市男女平等推進年次報告書

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	H26 47.2% (H27.3 現在)	R5 47.4% (R6.3 現在)	R7 70.0%	朝霞市男女平等推進年次報告書

【目標値の根拠】

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づいて設定

現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず、誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。	女性委員等の登用について周知
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	市政への積極的な女性進出を図るため、ジェンダー統計を用いながら市公式ホームページ等で市民へ積極的に啓発する。	市公式ホームページで市民へ周知

事業実績	・男女平等推進庁内連絡会議にて、庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等を説明し、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。また、審議会等の構成員に係る女性委員の登用さらなる促進について、全庁に向けた協力依頼を行った。 ・女性の登用状況や男性の育休取得のランキングなどの見える化サイト(男女共同参画局)を市公式ホームページに掲載した。
根拠と効果	男女共同参画について、継続した周知等を行うことで、男女平等意識の醸成に繋がっている。また、協力員による広報あさかのコラムにアンコンシャス・バイアス(無意識の思いこみ)に関する日常のエピソードについて掲載したことで、様々な視点からの周知啓発を行うことができ、市民の意識醸成に繋がった。
課題と方針	男女共同参画の実現に向け、女性の意見等が施策に反映されるよう審議会等の構成員に係る女性委員の登用促進について、数値目標も示しながら今後も庁内に発信していく必要がある。また、女性の参画状況について、最新の状況が把握できるようホームページなどの見直しを図りながら、分かりやすい周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 庁内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど庁内の男女共同参画を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／職員課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等や女性活躍に対する職員の意識改革や職場環境の見直しをする。男女が共に働きやすい環境づくりを市役所職員が率先して推進する。(担当課:人権庶務課)	職員に周知
「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進	職員の仕事と家庭生活の両立支援及び女性の活躍を推進するため、職員の意識向上、女性のキャリアアップの促進、子育てしやすい職場環境づくりなどの取組を推進する。(担当課:職員課)	職員に周知
事業実績	・庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等について、市職員で構成される男女平等推進庁内連絡会にて、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。 ・女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を実施し、意識醸成を図った。また、初級研修において、外部講師によるキャリアデザイン研修を実施したほか、市町村職員中央研修所が主催する管理職のためのリーダーシップ講座に、女性職員1名を派遣した。 ・働きやすい職場環境づくりの一環として、研修の場を活用し、育児休業等の制度に関する説明を実施したほか、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に、配偶者が出産した男性職員に対し、育児休暇等の取得について働きかけを行った。	
根拠と効果	・市民及び市職員に対し、広報あさかや庁内男女平等推進指針の説明等を行うことで、人権問題の提起に取り組むことができた。 ・「朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備、休暇取得の促進等の取組を実施できた。	
課題と方針	・ジェンダー平等について、一人ひとりがさらに理解を深める必要がある。今後も、様々な場面を通じて、より効果的な情報発信を行えるよう、周知啓発を図っていく。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進する。なお、ハラスメント防止対策の強化については、引き続き職員への周知を丁寧に行い、制度の理解や定着を図る。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I		

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ③ 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
事業実績	・女性活躍推進法の見える化サイトや女性応援ポータルサイト(男女共同参画局)について、市ホームページ(あさか男女の輪リンク集)に掲載を行った。 ・ポジティブ・アクションについて、男女平等推進庁内連絡会議等での周知や協力依頼を行ったほか、動向(年次報告書掲載)について市公式ホームページで掲載した。また、男女平等推進顕彰制度について、広報及びホームページで周知を図ったほか、事業所や団体に対する周知として、商工会へのチラシ配布や市民活動団体向けのメールマガジンを活用した。	
根拠と効果	・市公式ホームページや広報あさか等を通じて、女性の活躍が推進されるよう取組等に係る情報提供を行うことができた。また、地域づくり支援課や産業振興課などの協力を得ながら、事業者や団体に対して顕彰制度の周知を行うことができた。	
課題と方針	今後も女性の活躍を推進するため、工夫を重ねながら情報発信を継続していくことが必要である。様々な情報をいつでも収集できるよう、市公式ホームページの見直しを図りながら各種制度等の周知啓発を行っていく。また、女性の能力発揮のため男女間の格差が改善されるよう、ポジティブ・アクションなどについて、引き続き庁内への説明・協力依頼を行いながら、事業者等に対しても情報提供を行い女性の活躍が推進されるように取り組んでいく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画できるよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行います。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組めます。

多様な媒体を通じ、男女共同参画に関する地域活動団体の情報を発信することで、地域活動への参画を促し、防災分野における女性視点の防災対策となるよう推進します。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 25.5%	R 元 38.7%	R7 50.0%	

【目標値の根拠】

日常生活の中で男女平等を実感するために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を広く周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
自治会や町内会の活動に参加している人の割合	当初値	現状値	目標値	市民意識調査
	H26 21.0%	R 元 18.3%	R7 25.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、自治会や町内会の活動に参加している人の割合が4人に1人、25%以上となることをめざして設定

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	仕事と家庭の両立に関する情報を収集し、積極的かつ効果的に各媒体を通じて情報提供する。	広報や市公式ホームページによる周知
事業実績	・仕事と家庭の両立支援情報に関するサイト(両立支援のひろば(厚生労働省))について、あさか男女の輪リンク集に掲載しているほか、ワーク・ライフ・バランスに関する書籍などを、女性センターの情報交流コーナーで配架・掲示するなどして周知を図った。また、市民との協働による男女平等推進情報「そよかぜ」では、男性向けの育児休業制度を紹介し、制度を上手く利用しながら、みんなで育児をすることの大切さを啓発した。	
根拠と効果	市公式ホームページや女性センター掲示板での周知のほか、広報あさかへの掲載等によるワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、仕事と家庭の両立ができる環境づくりの一助とした。	
課題と方針	仕事と家庭の両立を実現するためにも広く理解を深めていくことが必要であり、各種制度等の最新の情報について、市公式ホームページなどで周知し情報提供を行って行く。また、庁内の連絡会議などにおいて、ワークライフバランスの推進についての啓発を行い、市が率先して、仕事と家庭の両立を支援できる環境整備等の改善に努めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ② 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
事業所への男女格差改善へ向けての協力を啓発	男女雇用機会均等法などの雇用や就労に関する制度の周知を行うとともに、事業所に対して男女格差改善へ向けての協力を促す。	啓発冊子等の配布
「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。	アンケートの実施

事業実績	○雇用・就労に関する情報発信として、在宅ワークの相談や就職支援セミナーなど女性キャリアセンターでの事業に関するチラシを、女性センター内の就職支援コーナーで配布・掲示を行ったほか、関連情報についてあさか男女の輪リンク集に掲載している。また、産業振興課及び商工会に在宅勤務や就職サポート情報のチラシを配布するなど、男女格差改善に向けての協力を要請した。 ○令和6年度に実施予定の「男女平等推進に関する事業所アンケート」について設問内容の見直しを図り、男女平等推進審議会に諮った。	
根拠と効果	雇用や就労に関する事業所情報について、産業振興課及び商工会に周知することなどにより、多様な就業形態における男女平等を確保するための情報提供を行うことができた。	
課題と方針	性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていけるよう職場環境の改善、多様性の理解を深めることについて周知していく必要がある。引き続き、関係課や商工会にも様々な情報提供を図ることで、男女格差がない職場づくりを促進していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取 組 内 容	取組目安
地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。	パンフレット等による啓発及びお知らせコーナーや情報・交流コーナーの充実
事業実績	女性センター登録団体の活動案内や事業チラシの掲示、また、登録団体から意見を伺うなど、地域活動団体と連携した男女平等の推進を図った。また、市民活動団体の情報をまとめた市民活動ガイドブックを掲示・配布したほか、中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、パープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施し、地域活動への参画促進を行った。また、SNS を活用し、登録団体の事業周知を行った。	
根拠と効果	女性センター登録団体の情報掲示・発信や市民活動ガイドブックの配布などを通じて、誰もが地域活動や地域づくりに参画するきっかけを提供できた。また、サマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベント等に多くの参加があったことで、男女共同参画に関する地域活動への参加促進が図れた。	
課題と方針	地域での様々な活動への参加促進のためにも、多くの団体に関する情報発信をしていく必要がある。引き続き、女性センター登録団体との連携を図りながら、登録団体を増やしていくなど、様々な活動に参加する機会を提供し、地域活動への参画促進を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I		

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。また、「防災・防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行う。	女性視点での防災情報の収集及び啓発
事業実績	女性視点で作成した、「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」及び「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」について、避難所での速やかな活用が行えるよう新規採用職員研修で配布するなど、周知を行った。また、有事の際に活用できるよう、帰宅困難の際に女性として気を付けることを掲載した「女性のための帰宅困難マニュアルカード」も含めて配布することで、各カードの活用を促し、防災・防犯について女性視点での周知・啓発を図った。	
根拠と効果	女性の視点を取り入れたマニュアルカードについて、新規採用職員をはじめ説明を行ったことで、職員全体が有事の際に活用できる備えとなり、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応が構築された。	
課題と方針	平時からの準備を深めるため、引き続き、男女平等推進庁内連絡会議などでマニュアルカードを配布するとともに活用を促していくなど、様々な機会を捉えて防災・防犯に対する意識付け・周知を図り、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制の確立を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II		

関連事業の実施状況

【関連事業】

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の事務事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、事務事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など	施策番号
広報事業 (シティ・プロモーション課)	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	行政施策及び行事等の情報を収集し、読みやすく編集した広報あさかを作成し、発行した。また、暮らしの便利帳など市政情報紙を発行するとともに、ホームページやX(旧Twitter)、Facebook、掲示板などで、随時最新の情報の広報を行った。	1-2-①
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		広報あさかは、文字・イラスト・写真等の表現に配慮し、性別による固定的役割分業意識にとらわれずに作成した。また、他自治体等で問題となった事例についての報道発表などがないか注視した。 今後も、広報あさかやその他の媒体による情報発信の際には、誤解を与えることのないよう表現に留意し、男女共同参画の視点に引き続き配慮していく。	
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関わる出前講座の活用促進	事業実績など	1-2-③
		「あさか学習おとどけ講座」(出前講座)のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図った。	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
	男女平等に関する学習情報の提供	課題・改善	1-2-③
		各種事業のPRについて、性別による固定的役割分業意識にとらわれないよう、イラスト・写真等の表現に配慮した。	
		引き続き、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現に配慮するとともに、「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。	
		事業実績など	
	地域人材の確保・活用	生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて学習情報の提供をした。	1-2-④
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		関係各課からの情報提供を求め、生涯学習ガイドブックや広報あさかななどを通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に継続して努めた。 今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかななどを通じて、男女平等に関する講座など、各課が行う事業を広く情報提供する。	
		生涯学習ボランティアバンクの活用による市民や団体の知識・技能の還元を図った。 年齢や性別に関係なくスキルを持つ方々を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材育成を図ったことで、市民にボランティアバンクの登録者を紹介できたほか、「朝霞市生涯学習体験教室」で講師として活躍いただくことができた。 生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、一層の周知を行い、人材の育成を図る。	

人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習機会の提供	事業実績など		1-2-④
		市民人権教育研修会及び企業人権教育研修会や、朝霞市人権教育推進協議会との共催による現地研修会(フィールドワーク)の実施等による、男女平等に関する学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等に関するテーマ等、解決しなくてはならない数多くの人権課題に対し、偏りなくテーマとして取り上げられるよう配慮し企画を立案した。多くの人権課題の解決のため、研修会等を行い、年齢や性別に関係なく人材登録と育成を図り、多くの方に活躍の場を提供できた。	引き続き、人権課題を解決するため、研修会等を開催する。	
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室・育児学級の充実	事業実績など		1-2-③
		マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供した。マタニティ教室18回、母と子のつどい3回、離乳食スタート教室24回、離乳食ステップアップ教室12回、すこやか相談(発育発達相談)6回実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		参加者を妊婦に限定せず、すべての内容に両親で参加できるものとして、開催日程もすべて土曜日または日曜日の開催とし、一緒に参加しやすいよう配慮した。	現状、ほとんどが両親で参加しており、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供できている。今後も引き続き両親で参加できる機会を提供していく。	
西朝霞公民館運営事業 北朝霞公民館運営事業 (中央公民館)	子育て講座の充実	事業実績など		
		男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めるとともに、子育て中の仲間づくりを支援した。	継続して実施する。	

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など	施策番号
市民相談事業 (地域づくり支援課)	相談事業の実施	法律相談及び行政相談ともに有効に実施した。	2-1-①
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果 課題・改善	
		女性の弁護士や行政相談委員の配置により、女性にとってセンシティブな内容の相談がしやすい環境を整えたことで、気軽に相談ができる効果があった。	市民が抱える日常生活における問題やトラブルの解決支援として法律相談や行政相談は必要であることから、引き続き誰もが相談しやすい環境の整備に努める。
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	事業実績など	2-1-②
		人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供した。	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果 課題・改善	
	団体等の情報提供と交流の促進	講演会や研修会等の実施に際し、男女平等の視点から学習機会の提供をするように努めたことで、男女平等を推進することができた。	2-2-①
		講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点で学習機会の提供に努める。	
		事業実績など	
		生涯学習ボランティア登録団体等に、関係団体の情報提供と交流を促進した。	
	自己実現を支援する学習機会の充実	男女平等の視点	2-1-③
		配慮した点・効果 課題・改善	
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成等にあたり、性別による固定的役割分業意識にとらわれないよう、イラスト・写真等の表現に配慮したことで、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現が浸透している。	各種事業のPRの際には、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現に配慮するとともに、引き続き「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。
		生涯学習ガイドブック「コンパス」等でPRに努めた他、「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、市民への生涯学習活動への機運を高め、意識啓発を行ったことなどにより、多くの市民に参加いただくことができ、学習機会の充実を図られた。	今後も各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会の充実を図る。

中央公民館 運営事業 (中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	事業実績など		2-1-③
		各種講座等の開催(悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、こども天体教室、サイエンスキッズ、人権教育講座) 参加者：延べ370人 施設の貸出し 利用人数：157,972人 プラネタリウム 観覧者数：5,127人		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、生涯学習に関する情報や各種講座を実施し、広く学習機会の提供を行った。	今後も、性別にかかわらず参加できる事業の計画・実施を持続できるよう公民館運営に努める。	
図書館運営事業 (図書館)		事業実績など		
		多様な資料を収集し、閲覧・貸出による情報の提供を行うとともに、講座等の催事の開催を通じて、自己実現の支援を行った。また、電子図書サービスを導入したことで更なる学習機会の充実を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		多様な資料の収集と提供を行うとともに、事業の内容や名称、開催日時等の配慮を行うことで、個々の参加意欲を促し、男女の別なく学習機会の提供、学習の支援を行うことができた。	引き続き、自己実現に向けた支援ができるよう多様な資料の収集と提供、各種事業を行い、性別によらず広く学習機会の提供に努める。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		2-2-①
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は36件、起業家育成セミナーは51人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別に関わらず企業に興味を持ちやすい内容とするとともに、男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	人権教育主任研修会で関連動画やリーフレット等を周知した。		3-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」や「性の多様性に係る児童生徒用リーフレット」、「学校における性の多様性尊重取組シート」等を送付し、「多様な性」に関する正しい理解が深められるようにした。	今後も生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備し、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進していく。	
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	事業実績など		
		リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		ポスター掲示やリーフレット配布等の啓発事業において、男女平等の観点に配慮した。	今後も引き続き、各種啓発事業において、男女平等の観点に配慮していく。	
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育等の実施	事業実績など		3-1-②
		生活習慣病予防教室のほか、身体活動、食生活、飲酒、喫煙などの健康教育事業を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等の視点を意識し、性別を問わず参加しやすい配慮を心掛けたところ、健康教育事業への参加者増加につながった。	引き続き男女ともに参加しやすい事業を企画し、より多くの市民に健康教育を実施する。	
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	事業実績など		
		個別がん検診、集団がん検診を実施した。がん検診無料クーポン券を交付した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性に特有の病気である子宮頸がん検診や乳がん検診のほか、男女共通のがん検診について受診率向上を目指して周知した。	市で把握できる検診受診率は、市実施の検診受診率のみであるため、現状では住民全体の検診受診率を正確に把握するすがないが、今後も男女平等や多様性の尊重を視点に効果的に周知する。	

妊婦一般健康 診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査 の実施	事業実績など		3-1-②
		母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧めた。また、里帰り等で委託医療機関で受診した妊婦は1人あたり補助額上限107,190円の補助を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦健診に係る費用の一部を助成した。14回分の助成券を発行し、概ね出産までの妊婦健診の回数をカバーできるだけの助成となった。また、産婦健診の助成を開始した。	母子健康手帳交付時に、必ず専門職が面接を行うことで、妊娠・出産や育児に関する不安や生活状況等を把握し、適切な支援に繋げていく。	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	事業実績など		3-2-③
		人権施策庁内連絡会を1回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催し、LGBTQに対する啓発を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		庁内人権問題研修推進推進員研修等において、多様な性のあり方、LGBTQについて研修を実施し、理解促進を図った。	引き続き、庁内研修等において内容を工夫し、理解促進を図っていく。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、人権擁護委員による「人権相談」や人権擁護委員と協働した「人権の花運動」を実施したほか、広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により市民の人権尊重意識の高揚が図れた。		4-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		平和パネル展や平和に関するDVD上映については、女性センターを会場に実施し、女性センターの周知啓発、来所する市民の機会の提供に努めた。また、人権フェスティバルでは女性センターで配布している資料(防犯防災マニュアルカード等)を展示、配布した。	引き続き、人権啓発事業を通して、男女平等の視点を取り入れ、啓発を図っていく。	
	人権施策の推進	事業実績など		4-3-①
		行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。広報誌や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により、市民の人権尊重意識の高揚が図れた。人権施策庁内連絡会を1回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催。パネル展やDVD上映を実施。終戦記念日等における黙とうや半旗の掲揚を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		人権施策庁内連絡会において関係各課の事業内容の確認をし、庁内の共通認識を図った。また、庁内人権問題研修推進員研修においては多様な性のあり方について職員の研修を実施した。	引き続き、男女平等についての促進を行うとともに、LGBTQ等の課題についても取り組み、相談窓口の充実や相談者の支援体制の推進を図る。	
	教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	事業実績など	
人権教育主任研修会での関連動画やリーフレット等の周知				
男女平等の視点				
配慮した点・効果			課題・改善	
年間指導計画の特別活動や特別の教科道徳等において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。			今後も児童・生徒および教育関係者の男女平等の意識を醸成していく。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを更に推進していく。	
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間やパートナーによる暴力防止に関する教育の実施	事業実績など		4-1-②
		多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくりを行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		子ども相談室やさわやか相談室等の教育相談体制の充実を図り、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。	児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成し、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを更に充実させていく。	

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止 対策の強化	誰もが働きやすい職場づくりを促進するため、管理職を対象とした研修のなかで、部下職員との接し方や法律を学ぶ機会を設け、ハラスメント防止に向けた意識の醸成に努めた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		管理職に対し、ハラスメントの予防に関する知識を改めて学ぶ機会を設けるなど制度の理解促進を図った。	ハラスメント防止対策に関する制度の定着を図るためには、今後も職員への周知・説明を継続する必要がある。	
民生委員児童委員 活動事業 (福祉相談課)	地域における被害者の早期発見体制の充実	事業実績など		4-1-②
		地域内の情報を交換したり、事例研修を行う場として、各地区民児協の定例会等を計72回開催し、延べ1,599人の民生委員児童委員が出席した。また、市役所や社会福祉協議会などの関係機関に講師を依頼し、福祉問題等に関する研修会を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		各地区定例会において意見交換や情報共有を行うことで、被害者の早期発見に努めた。	地域の方からの相談機会を増やすために民生委員制度の周知をしていく。また、地域における被害者の早期発見のために、関係機関との連携も必要である。	
生活保護事業 (生活援護課)	福祉関連施設との連携強化	事業実績など		4-3-①
		関係機関と連携し、被害者に対し、住所設定費用など生活保護法による自立に向けた相談を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することがないよう安全に配慮しながら、被害者等の状況や状態を確認したうえ、関係機関と協力・連携しながら、相談を行った。安全配慮に努めたことから事故が発生することとはなかった。	婦人相談センターに入所できないケースなど、緊急対応が必要なケースがあり、危険回避の対応に苦慮している。引き続き、関係機関との連携強化を図る必要がある。	

生活保護事業 (生活援護課)	被害者等への相談・助言・保護支援の充実	事業実績など		4-2-①
		被害者等の状況や状態を確認し、被害者に適した配慮をしながら相談を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することがないよう安全に配慮しながら、被害者等の状況や状態を確認したうえ、関係機関と協力・連携しながら、相談を行った。安全配慮に努めたことから事故が発生することとはなかった。	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住所設定費用等、生活保護法による自立に向けた支援を行う場合、安全確保が最優先されることから、転居する地域の選定や転居先物件の契約締結までに時間を要することが課題である。引き続き、関係機関と連携しながら、速やかな対応が必要となる。	
児童相談事業 (こども未来課)	被害者等への相談、助言、支援の充実	事業実績など		4-2-①
		児童・保護者の状況等を確認し、児童虐待のリスクへの配慮や養育支援の必要性を検討しながら、児童・保護者に対して必要な助言や支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		面接等の際に児童・保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な対応を心掛けた。 また、児童が虐待被害を訴えた際には、安全を最優先に考え、性別役割分業意識等に配慮し、相談者の状況に応じて関係機関と連携した支援ができた。	相談対応の充実を図るため、研修等を通じ、知識や相談技術の習得と向上に努めたい。	

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	施策番号
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施した。また、保健所や医療機関との連携により、DV被害の早期発見に努め、適切な対応を図った。	4-3-①
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
母子施設入所事業 (こども未来課)	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	相談者の状況に応じて、早期に女性センター等の関係機関との連携した支援を行うことができた。	
		引き続き状況に応じて関係機関との連携を図り、支援を行っていく。	
		事業実績など	
		母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるように関係機関から情報等を収集するなど、連携強化を図った。	
包括的支援事業 (長寿はつらつ課)	地域包括支援センターや高齢者施設との連携強化	男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		性差による社会的不利益に配慮するとともに、社会的な自立を目指した支援ができた。 相談者や児童の状況に応じ、関係機関の協力のもと、連携した支援ができた。	
住民基本台帳 管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務における支援措置	事業実績など	
		各圏域の地域包括支援センターで総合相談支援等を実施したほか、地域包括支援センターや高齢者施設等と連携を図った。	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図る際、できる限り男女ペアで対応するよう配慮したことで、様々な事例において、多様な対応ができ、当該高齢者を含む対象者等に対して、安心感を与えることができた。	
		地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設の職員も、時間帯によっては職員の男女比に偏りが生じることがあるが、急な訪問等の場合でも、冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有や対応を図っている。	
		事業実績など	
		支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しや戸籍の附票の交付制限をした。また、戸籍の広域交付についても対象者が在籍する戸籍に交付制限をかけた。	
		男女平等の視点	
		配慮した点・効果	
		課題・改善	
		支援措置対象者を基幹系システム上で検索した際に注意喚起を促す表示を行う運用を行い、基幹系システム利用課全体で情報共有するよう努めた。また、戸籍の広域交付においても、対象者が在籍する戸籍に制限を掛け、発行しない運用としたことから、居所を探索する者からの請求に対し、証明書等の発行について適切な運用ができた。	
		基幹系システム利用の有無に関わらず、各課では、多くの個人情報を持しており統一的に把握することは難しい状況である。そのため各課または職員一人一人が、支援措置制度について、より一層理解を深め、慎重な対応が必要である。	

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や手段の提供	「市への意見・要望」や「市政モニター」など、幅広い広聴機会・手段を設定した。寄せられた意見・要望等は、市政に反映されるよう庁内で情報共有を行った。		5-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市への意見・要望」においては、性別記入欄を設けずに意見を収集した。また、「市政モニター」の登録依頼時に無作為抽出で候補者を選出し、性別が偏らないように努めた。 令和5年度「市への意見・要望」受付件数：244件 令和5年度「市政モニター」新規登録者：男性74人、女性115人	男女平等推進の観点から、引き続き幅広い意見の収集に努める。	
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	事業実績など		5-1-②
		夜間・休日など、男女が参加しやすい生涯学習活動の場となるよう、環境整備に努めた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
講座等の実施に際し、夜の時間帯や土日開催するなど、男女が参加しやすい環境の整備に努めたことで、男女ともに参加しやすい環境となった。	引き続き、日時や保育等に配慮し、男女ともに参加しやすい環境となるよう取り組む。			
起業家育成支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		5-1-③
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は36件、起業家育成セミナーは51人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
性別に関わらず企業に興味を持ちやすい内容とするとともに男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。			

就労支援事業 (産業振興課)	再就職に関わる情 報の提供と支援講 座の開催	事業実績など		5-1-③
		就労支援セミナーについては、ハローワーク等との共催事業、4市合同セミナーと合 わせて7回実施し、合計465人の参加者があり、就労支援相談の相談件数は13件 であった。また、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度では2件の認 定を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性向けのセミナーやWEBセミナーを実施 するなど、女性が参加しやすいよう配慮 した。	性別にかかわらず就労に関する各種支援 がさらに効果的に実施できるよう相談体 制やセミナーのあり方を工夫する必要が ある。	
中央公民館 運営事業 (中央公民館)	能力開発に関わる 情報提供や、講座 等開催に伴う施設 の提供	事業実績など		5-1-③
		再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からの依頼を受け、ポスター掲示やチラ シ、パンフレット等の情報を提供した。また、女性の活躍の推進を目的とした、社 会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域活動の活性化を図るため、問合せに 対して、適切な情報が提供できるよう心 がけた。また、各種団体や関係各課から の掲示物や資料を来館者にわかりやすく 掲示・設置するように努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関 し、今まで以上に男女平等の視点を取り 入れ、継続して実施する。	

施策目標6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
子ども・子育て支援事業 (保育課)	子育て環境の整備	【保育所等】民間保育所等に処遇改善の補助金を交付した。 【幼稚園】私立幼稚園で実施する預かり保育事業に補助金を交付した（3園）。 【放課後児童クラブ】民間クラブの定員の見直しによる定員を増した（R5比25人増）。		6-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等において、児童の保育を必要とする保護者が、児童を安心安全に預けることができるように、既存の施設の安定的な運営に向けて補助金を支出するとともに、保育の質を維持するための監査機能を強化した。	施設の整備が保育の需要の高まりに追いついておらず、保育所及び放課後児童クラブ等において、入所保留児童の解消には至っていない。少子化が進む中で、新規施設の整備だけではなく別の手段を検討するなど、子ども・子育て支援事業計画に沿って進めていく。	
勤労者支援事業 (産業振興課)	一般事業主行動計画の策定への促進	事業実績など		6-1-②
		一般事業主行動計画策定を促すために、職業生活と家庭生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、一般事業主行動計画の策定状況や女性の活躍に関する項目を設けている。また、認定チェック項目の見直しを行うなど性別に関わらず誰でも活躍できる職場環境の改善を推進した。	市内事業者の職場環境において、働きやすい職場づくりが浸透していくよう商工会などの関係機関と連携を図りながら取り組む必要がある。	
	雇用・就労に関わる法制度の周知	事業実績など		6-1-②
		男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等により情報提供した。令和2年度から「ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度」をスタートし、市内事業者の認定者数を増やす中で、法制度の周知を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、時間外労働の状況や女性の活躍に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて法制度の周知を図るなど、適正な職場環境の整備を推進した。	法制度の周知について、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	

就労支援事業 (産業振興課)	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	事業実績など		6-1-②
		業種別最低賃金のリーフレットや在宅ワークに関するチラシ、女性向けやシニア向け等のセミナーに関するチラシを市役所窓口・産業文化センター内、就職支援コーナーで配布・掲示を行った		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、リモートワーク等多様な働き方に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて多様な就業形態に関わる指針等の周知を図るなど、就労施策を推進した。	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインについて、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	
市民活動支援ステーション運営事業 (地域づくり支援課)	市民活動支援ステーションの充実	事業実績など		6-2-①
		メールマガジンや広報・ホームページなどで市民活動に関する情報発信を行ったほか、市民活動パネル展を開催し、市民活動の周知・啓発に努めた。また、パネル展開催時にあわせて「出張市民活動相談会」を実施し、ステーション以外でも市民活動に関する相談が出来るようにした。 市民活動の新たな担い手を育成することを目的とした「地域デビュー支援セミナー」を開催した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市民活動相談会」等の募集に際し、女性と男性の区別をすること無く、気軽に参加してもらえるように配慮したことで、性別や年齢、活動領域に関わりなく、市民活動団体の相談等を受け付けて、活動の活発化を図ることができた。	市民活動の啓発・周知や、主催事業の実施にあたり、男女ともに参加しやすいよう、周知方法等を工夫しながら、誰もが地域で活動しやすい環境の整備を行っていく。	
地域防災推進事業 (危機管理室)	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	事業実績など		6-2-②
		防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進した他、「防災防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識づけを行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域対応班の全ての班で女性職員を指名した。また、地域防災アドバイザーは、23名中10名が女性となっており、自主防災組織の訓練等において、女性の視点によるアドバイスをいただくことで、よりきめ細やかな防災対策の推進につながった。また、授乳を必要とする人や妊婦等要配慮者用スペースを避難所に設けて対応できるようにしている他、女性センターが作成した「防災防犯マニュアルカード」を防災倉庫に設置し、避難所開設の際に役立てるようにした。	引き続き、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していく。	

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			評価資料
			当初値 (H26)	実績 (R 元)	目標値 (R7)	
1 男女平等 の意識の 浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査
2 自己実現 へ向けた 学習機会 の充実	2-1 多様なライフコース 選択の情報と機会の 提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の 支援	能力開発支援に関わる制度・ 機会を知っている女性(20～ 50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査
3 多様性の 尊重と理 解促進	3-1 生涯にわたる性と 生殖に関する健康 と権利の尊重に向 けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認 (SOGI)等に配慮 した啓発の推進	★「SOGI(ソジ)」という言葉 を正しく理解している市民の 割合	—	14.3%	20%	市民意識調査
4 異性間や パートナー からの暴 力の根絶	4-1 意識の啓発と情報 の提供及び未然防 止	「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法 律(DV防止法)」を知っている 市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談(配偶者暴力相 談支援センター)を知ってい る市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査
5 女性の職 業生活に おける活 躍の推進	5-1 政策・方針の立案や 決定過程への男女 共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の 割合	17.0%	21.4% (R6.4)	25%	朝霞市男女 平等推進 年次報告書
		各審議会等での女性委員登用 率が30%以上の審議会等の 割合	47.2%	47.4% (R6.3)	70%	朝霞市男女 平等推進 年次報告書
6 地域団体 や事業所 における 男女共同 参画の推 進	6-1 仕事と家庭・地域活 動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の調和)」をよく知っ ている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災 組織等における男女 共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参 加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

※ 施策の方向に★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したものの。

朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

第2次朝霞市 DV 防止基本計画の該当部分(施策目標4)

印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。(人)						
設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計	
1	法必	行政不服審査会	人権庶務課	3	0	3
2	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	4	5	9
3	法必	民生委員推薦会	福祉相談課	3	4	7
4	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	24	16	40
5	法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	12	5	17
6	法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	8	2	10
7	法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	6	4	10
8	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	4	18
9	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5
10	法必	就学支援委員会	教育指導課	11	24	35
11	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
12	法必	公平委員会	公平委員会	2	1	3
13	法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	2	1	3
14	法任	防災会議	危機管理室	36	3	39
15	法任	国民健康保護協議会	危機管理室	33	2	35
16	法任	入札監視委員会	入札契約課	3	0	3
17	法任	環境審議会	環境推進課	10	4	14
18	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	7	3	10
19	法任	住居表示整備審議会	総合窓口課	8	0	8
20	法任	朝霞市介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	5	5	10
21	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会地域生活支援拠点部会	障害福祉課	5	3	8
22	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会権利擁護部会	障害福祉課	6	2	8
23	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会こども部会	障害福祉課	3	5	8
24	法任	朝霞市障害者プラン推進委員会	障害福祉課	10	7	17
25	法任	朝霞市障害者自立支援協議会	障害福祉課	12	8	20
26	法任	朝霞市障害者自立支援協議会専門部会精神包括ケア部会	障害福祉課	4	4	8
27	法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	15	16	31
28	法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	17	21	38
29	法任	青少年問題協議会	こども未来課	16	5	21
30	法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	11	3	14
31	法任	地域公共交通協議会	まちづくり推進課	34	1	35
32	法任	上下水道審議会	上下水道総務課	11	3	14
33	法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5
34	法任	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	5	1	6
35	法任	博物館協議会	文化財課	6	4	10
36	法任	公民館運営審議会	中央公民館	9	5	14
37	法任	図書館協議会	図書館	4	3	7
38	法任	農業委員会	農業委員会事務局	17	3	20
39	市独	総合計画審議会	政策企画課	14	6	20
40	市独	外部評価委員会	政策企画課	8	4	12
41	市独	シティ・プロモーション委員会	シティ・プロモーション課	5	2	7

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
42	市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
43	市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	7	3	10
44	市独	防犯推進計画会議	危機管理室	12	3	15
45	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	3	10	13
46	市独	DV対策関係機関ネットワーク会議	人権庶務課	12	7	19
47	市独	特別職報酬等審議会	職員課	8	2	10
48	市独	公務災害補償等認定委員会	職員課	4	1	5
49	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	9	1	10
50	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	24	0	24
51	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	12	3	15
52	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	5	2	7
53	市独	産業振興基本計画推進委員会	産業振興課	7	4	11
54	市独	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課	10	7	17
55	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課	8	6	14
56	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課	3	0	3
57	市独	災害弔慰金等支給審査委員会	福祉相談課	4	1	5
58	市独	日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	障害福祉課	7	1	8
59	市独	児童館運営協議会	こども未来課	4	6	10
60	市独	子ども・子育て会議	こども未来課	9	16	25
61	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	10	5	15
62	市独	予防接種健康被害調査委員会	健康づくり課	5	0	5
63	市独	景観審議会	まちづくり推進課	10	2	12
64	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	4	1	5
65	市独	緑化推進会議	みどり公園課	12	3	15
66	市独	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	みどり公園課	12	3	15
67	市独	内間木公園拡張整備等検討委員会	みどり公園課	16	0	16
68	市独	教育行政施策評価会議	教育総務課	11	2	13
69	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	7	2	9
70	市独	幼児教育振興協議会	教育指導課	2	7	9
71	市独	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	21	5	26
72	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	7	5	12
73	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	6	7	13
74	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	11	3	14
75	市独	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	12	3	15
76	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	20	5	25
77	市独	文化財保護審議委員会議	文化財課	6	2	8
78	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	5	4	9
合 計				739	327	1,066
				69.3%	30.7%	100%

※78の審議会等のうち、37の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- ・国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- ・実施計画上で推進している一部の事業が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- ・女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針】

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案(下記3つの柱立て)し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センターにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	5-1-3-3	起業支援
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化
市内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進

*印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	5-1-3-3	起業支援	○		
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進		○	
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実		○	

*印は進行管理事業

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総 評】

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの施行により、仕事と育児等との両立支援のため、育児休業制度等の整備・充実が進められています。しかしながら、女性を取り巻く就労環境については、制度を上手く利用しきれていない現状も課題として残っており、希望に応じた働き方が実現している社会が確立されているとは、未だに言い難い状況です。市ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツなど女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす重大な人権侵害であるDVやハラスメント、性犯罪・性暴力の防止や、多様な性に関する正しい理解の促進等に向けて、リーフレットの配布や市公式ホームページでの周知啓発に加え、公共施設や公園のトイレ等に相談窓口のポスターを掲示しました。また、キャリア形成のための学習支援情報や、就業支援に関する相談窓口等について、あさか男女の輪リンク集に掲載したほか、商工会への情報提供や就労担当課との情報共有を図り、女性の活躍が推進される取組を行いました。この他、誰もが働きやすい職場環境づくりを進める企業等を、ワーク・ライフ・グットバランス企業として認定する際に、女性の活躍に関する項目を設け、男女が平等に活躍できる職場環境の改善を推進しました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	I	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	II	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知 起業支援 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するためには、男性や職場、社会の理解が必要不可欠であることから、市が率先して男女平等を推進し、職場環境の整備など庁内における取組が促進されるよう「朝霞市庁内男女平等推進指針」について、庁内連絡会議での説明等を行いました。また、男女平等推進情報「そよかぜ」では男性の育児休業制度をテーマに周知啓発したほか、あさか女と男セミナーの実施等により、男性の家事・育児への参画支援や仕事と家庭の両立を実現するための理解を深めました。また、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等において安定的な運営のための整備や定員増を図り、家庭と仕事の両立に向けた環境整備を図りました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権の考え方を普及させる (3-1-1)	II	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信 HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
庁内での男女共同参画を推進していく (5-1-2)	I	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進 「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供 子育て環境の整備
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
地域活動への参画を促す (6-2-1)	I	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

男女平等を阻害する慣行の是正に向けて、性別による固定的役割分担意識を解消するなど、誰もが認め合い、尊重されるよう、啓発冊子の配布や女性活躍推進法に関する情報提供などを行いました。男女の役割について、固定的な観念をもつことや、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を前提とした行動が、問題を引き起こしてしまう要因となることなどについて、広報あさかや、男女共同参画週間などのイベントを通して周知啓発を行いました。また、庁内への取組として、朝霞市庁内男女平等推進指針の推進や、市の各種施策等で性別による固定的な役割分担意識に捉われていることがないか、庁内連絡会議などで説明を行いました。性別に関わりなく、すべての人が活躍できる社会の実現に向けて、今後も固定的な性別役割分担意識を変える周知啓発を行っていくとともに、計画策定時での市民意識調査や事業所アンケートを通じて、女性活躍の環境整備が進んでいるかなどの現状やニーズを把握し、女性の活躍に関する施策が円滑に推進されるよう取り組んでいきます。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、 問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	事業所への男女格差改善へ向けて協力を啓発 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和5年6月7日

- ・令和4年度朝霞市男女平等推進事業報告について
- ・令和4年度朝霞市男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和5年7月21日

- ・各委員の紹介について
- ・会長及び副会長の選出について
- ・男女平等推進審議会の概要について
- ・朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- ・その他

第3回 令和6年1月31日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・その他

第4回 令和6年3月22日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・その他

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

令和6年3月末時点

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	〃	朝霞市女性センターそれいゆぱらど登録団体
関係行政機関の職員	奥ノ木智子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター(R4.4.1～)
	岩上 和弘	〃	埼玉県朝霞警察署(R4.9.15～)
	金井美奈子	〃	埼玉県朝霞保健所(R4.4.1～)
知識経験者	金子智恵子	副会長	朝霞市商工会
	久慈須美子	委員	女性起業家
	栗山 昇	会長	司法書士
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	内山 有子	〃	東洋大学
公募による市民	兼本 尚昌	〃	公募
	島根 道子	〃	公募
	川村 三奈	〃	公募

任期: 令和5年7月15日～令和7年7月14日(2年間)

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和5年5月30日

- ・副委員長の選出について
- ・令和4年度男女平等推進事業報告について
- ・令和4年度男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和6年3月26日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・性的指向・性自認 職員・教職員サポートガイドの改訂について
- ・その他

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、こども・健康部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和5年5月9日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・令和4年度男女平等推進事業報告について
- ・各種リーフレットについて
- ・令和5年度「重点活動テーマ」について

第2回 令和6年3月21日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・性的指向・性自認 職員・教職員サポートガイドの改訂について
- ・その他

3 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 婦人相談センター
	2 所沢児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 地域づくり支援課
	3 総合窓口課
	4 福祉相談課
	5 生活援護課
	6 障害福祉課
	7 長寿はつらつ課
	8 こども未来課
	9 保育課
	10 健康づくり課
	11 保険年金課
	12 教育委員会教育管理課
	13 教育委員会教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和5年5月31日

- ・朝霞市におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・DV被害者支援における各関係機関の役割について
- ・その他

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

○ DV相談

本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

○ DV対策関係機関ネットワーク会議

DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

○ LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。

○ NPO

Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

○ あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。

○ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

○ それいゆぶらざ(女性センター)

市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。

○ 女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

○ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年 11 月 12 日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成 13(2001)年 6 月 5 日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

○ パープルリボン

パープルリボン(紫色のリボン)は DV をはじめとする女性に対する暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルとなっている。女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12～25)の前後に、パープルリボンをタペストリーやツリーに飾り付けるといったことや、パープルリボンにちなみ紫色にライトアップするなどの運動が全国で行われる。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28(2016)年に施行された。民間企業等(一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務)並びに国及び地方公共団体の機関(特定事業主)に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

○ 性的指向・性自認(SOGI)

SOGIは Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。性表現を加えて表す際は、SOGIE(ソジー)と表現する。

○ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成 6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

○ 性別による固定的な役割分業意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成 11(1999)年6月より施行されている。

○ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

○ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

○ 男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成 18(2006)年度から 10 年ごとに計画を策定しており、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの計画を「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。

○ 男女平等推進事業企画・運営協力員等

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。

○ 男女平等推進情報「そよかぜ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

○ 男女平等推進条例

男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 15（2003）年に施行された条例。

○ 男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

○ 市内男女平等推進指針

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組を促進することを目的としている。

○ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13（2001）年に制定された法律。

○ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

○ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



朝霞市男女平等推進年次報告書（案）

令和6年度版(令和5年度事業実績)

令和6年6月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524